

～平成 31 年度版～

# 暮らしの便利帳

市役所の業務 / 市役所案内 / 市役所の主な窓口 / 緊急時や困ったとき  
子育て・教育 / 健康・医療・福祉 / 住まいと暮らし / 生涯学習・市民活動  
市議会 / 選挙 / 郵便番号一覧 / 公共施設図



## ★ 田辺市役所

〒 646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1  
☎ 0739-22-5300 FAX 0739-22-5310  
□ <http://www.city.tanabe.lg.jp>



## 暮らしの便利帳

発行・編集 田辺市企画広報課  
発行日 平成31年4月1日



未来へつながる道  
田辺市

# ようこそ田辺市へ

## 田辺市の概要

田辺市は、平成17年5月1日に5つの市町村(田辺市・龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町)が合併して新たに誕生しました。当市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置しており、東西約46km、南北約47km、総面積は1,026.91km<sup>2</sup>で、和歌山県全域(4,724.68km<sup>2</sup>)の2割を超える近畿最大の面積を有しています。

この地域は、神秘的で奥深い森林・溪谷、景観の良い海岸などの豊かな自然とそこから生み出される新鮮で豊富な海・山・川の幸、世界遺産に登録された熊野古道・熊野本宮大社に代表される歴史と文化、龍神温泉や湯の峰・川湯・渡瀬温泉を

始めとする温泉、自然を生かした加工業や観光リゾート産業の他、中心市街地には、商業・飲食業や金融・医療・文化・行政機関などの都市的機能が集積しています。

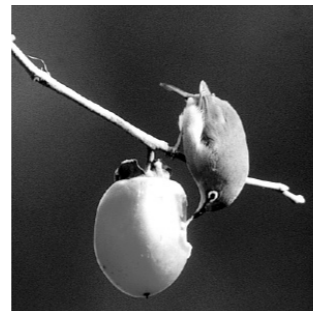
中心市街地からは、京阪神地域や関西国際空港に約1時間30分、首都圏には飛行機で1時間という時間距離で結ばれています。また、高速道路の南伸によって、大阪都市圏とは更に時間距離が短縮されるなど、自然や歴史などの資源が豊かな山村地域と、県南部の都市的機能の中核を担う当市は、「新地方都市」として飛躍する可能性を秘めています。



田辺市の木  
「うばめがし」



田辺市の花  
「梅」



田辺市の鳥  
「めじろ」

## 田辺市民憲章

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切に、調和のとれた美しいまちをつくりまします。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりまします。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりまします。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりまします。

# 暮らしの便利帳 目次

●市役所の業務	3
●市役所案内	10
●市役所の主な窓口	
◇戸籍・住民票など	11
◇税金(国民健康保険税を除く)	13
◇国民年金	15
◇国民健康保険	18
◇連絡所、休日・夜間の窓口	21
●緊急時や困ったとき	
◇防災	23
◇休日・夜間の医療	25
◇各種相談	28
●子育て・教育	
◇赤ちゃん・子供	29
◇教育	34
●健康・医療・福祉	
◇各種検診一覧・健康に関する相談	37
◇医療費助成制度	38
◇後期高齢者医療制度	39
◇介護保険	41
◇高齢者福祉	43
◇生活保護	46
◇障害者福祉	47
●住まいと暮らし	
◇ごみ	51
◇水道	53
◇市営住宅	55
◇し尿・浄化槽	55
◇斎場・墓地	56
●生涯学習・市民活動	
◇生涯学習	57
◇市民活動	58
●市議会	59
●選挙	59
●郵便番号一覧	60
●公共施設図	61

# 市役所の業務

部・局等	課・室等	係	主な業務
企画部	企画広報課 ☎ 0739-26-9963	企画調整係	重要施策の調整、総合計画、重要行政の調査・研究及び企画、地域振興計画及びその推進、広域行政計画に関すること、基幹統計調査、統計資料の分析・活用に関することなど。
		広聴広報係	市政に関する情報及び資料の収集、市政の普及、広報刊行物の編集発行、広聴活動の総合調整及び推進に関することなど。
	たなべ営業室 ☎ 0739-33-7714	価値創造係	シティブランディング及びプロモーション活動、地域交流の推進、ふるさと納税に関することなど。
		移住定住推進係	移住定住の総合窓口及び調整に関することなど。
	自治振興課 ☎ 0739-26-9911	市民活動係	市民の地域づくり活動と協働の推進、市民活動センターに関すること、町内会等との連携、地縁団体の認可に関することなど。
		市民生活係	市民法律相談、市民・消費生活相談、交通指導員、交通安全の指導・啓発、暴力追放運動と防犯運動の啓発・推進に関することなど。
	人権推進課 ☎ 0739-26-9912	人権推進係	人権擁護施策の推進、人権教育啓発、住宅新築資金等貸付金の償還に関することなど。
	男女共同参画推進室	☎ 0739-26-4936	男女共同参画の推進、男女共同参画センターに関することなど。
	南部センター	☎ 0739-22-3808	社会福祉の向上及び人権啓発に関することなど。
	西部センター	☎ 0739-22-0693	
芳養センター	☎ 0739-24-5485		
土地対策課 ☎ 0739-26-9915	庶務係	住居表示、地籍調査事業計画に関することなど。	
	地籍調査係	地籍調査に関することなど。	
情報政策課 ☎ 0739-26-9917	情報政策係	情報化施策の調査及び研究、電子自治体の推進、情報セキュリティに関することなど。	
	情報システム係	電子計算業務の運用及び管理、電子計算業務の調査及び開発、電子計算システムの管理及び運営に関すること。	
総務部	秘書課 ☎ 0739-26-9910	秘書係	市長及び副市長の秘書、儀式及び交際、特別職の事務引継、渉外事務、褒賞及び表彰に関することなど。
	総務課 ☎ 0739-26-9916	庶務係	条例・規則等の制定改廃、本庁舎の保守管理、情報公開及び個人情報保護に係る調整及び指導、行政改革の推進等に関することなど。
		人事係	職員の人事配置、服務及び研修、福利、厚生及び保健衛生に関することなど。
	新庁舎整備室 ☎ 0739-34-3336	計画係	新庁舎の整備の企画及び調整に関すること。
		整備係	新庁舎の整備工事に関すること。
	財政課 ☎ 0739-26-9918	財政係	予算の編成及び運用、財政の計画、財政状況、収支の調整、起債、地方交付税に関することなど。
	契約課 ☎ 0739-26-9964	契約管財係	工事及び測量・設計等の入札及び契約、工事等の検査、物品の購入及び契約、市有財産の管理及び処分・登記に関することなど。

部・局等	課・室等	係	主な業務
総務部	税務課	庶務係 ☎ 0739-26-9919	軽自動車税、入湯税、たばこ税等の調査、課税及び調定に関することなど。
		市民税係 ☎ 0739-26-9920	市民税の調査、課税及び調定に関することなど。
		資産税係 ☎ 0739-26-9921	固定資産税及び都市計画税の調査、課税及び調定に関することなど。
	納税推進室 ☎ 0739-26-9922	検収係	市税（国民健康保険税を除く。）の納付、納税証明等に関することなど。
徴収係		市税（国民健康保険税を除く。）の徴収、督促及び滞納整理に関することなど。	
管理局 危機	防災まちづくり課 ☎ 0739-26-9976	防災企画係	防災会議、地域防災計画等、各種計画に関することなど。
		地域防災係	各種防災対策事業、防災行政無線等情報機器に関することなど。
市民環境部	市民課	窓口係 ☎ 0739-26-9923	戸籍の届出及び証明、住民基本台帳、戸籍の附票、公的個人認証、印鑑の登録及び証明、埋火葬許可、自動車臨時運行許可、身分証明、住居表示の証明、マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、本人通知制度に関することなど。
		記録係 ☎ 0739-26-9923	戸籍、人口動態調査に関することなど。
		庶務年金係 ☎ 0739-26-9925	国民年金、老齢福祉年金、特別障害給付金、児童手当、児童扶養手当に関すること。
	保険課	庶務係 ☎ 0739-26-9924	国民健康保険の資格及び給付等に関すること。
		保険税係 ☎ 0739-26-9965	国民健康保険税及び介護保険料の調査・賦課及び調定、後期高齢者医療保険料の賦課に付随する事務に関することなど。
		収納係 ☎ 0739-26-9965	国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収、督促及び滞納整理に関することなど。
		医療係 ☎ 0739-26-9926	後期高齢者医療制度の窓口業務、重度障害者等医療費、老人医療費、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び精神障害者医療費に関することなど。
	環境課 ☎ 0739-26-9927	環境対策係	環境保全に係る企画及び調整、自然公園の保全、公害、そ族及び昆虫、墓地、斎場及び生活環境美化に関すること。
		生活排水係	生活排水対策、浄化槽の普及・届出事務等、地域排水処理施設・集落排水処理施設・特定環境保全公共下水道及び戸別排水処理施設の管理等に関すること。
	廃棄物処理課 ☎ 0739-24-6218	廃棄物対策係	一般廃棄物の減量推進・処理、市民の意識啓発及び自主的活動の促進、リサイクル推進、ごみ分別指定袋に関すること、し尿に関することなど。
施設業務係		一般廃棄物処理施設の管理及び運営、一般廃棄物の収集・運搬処分及び特別収集、犬・猫等の死体処理に関すること。	

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

部・局等	課・室等	係	主な業務
保健福祉部	福祉課	庶務係 ☎0739-26-4900	地域福祉計画の推進、市民総合センターの保守管理、民生委員・児童委員、戦傷病者戦没者遺族等援護、福祉バスの使用に関することなど。
		厚生係 ☎0739-26-4903	生活保護、行旅病人及び行旅死亡人、応急小口資金の貸付けに関すること。
		生活相談センター ☎0739-33-7641	生活困窮者自立支援制度に関すること。
	子育て推進課	こども家庭係 ☎0739-26-4927	家庭児童相談、ひとり親家庭相談、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンターに関することなど。
		保育係 ☎0739-26-4904	保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域子育て支援センター、学童保育所に関すること。
	保育所		乳幼児の保育に関することなど。
	やすらぎ対策課	高齢福祉係 ☎0739-26-4910	老人福祉計画、在宅生活支援事業、老人福祉施設等の管理運営、敬老行事及び敬老祝金、老人クラブに関することなど。
		地域包括支援センター係 ☎0739-26-9906	高齢者に関する相談・支援、基幹型・地域型地域包括支援センター、在宅介護支援センターに関すること。
		介護保険係 ☎0739-26-4931	介護保険に関することなど。
		指導係 ☎0739-33-7033	地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の予防訪問介護相当サービス事業所及び予防通所介護相当サービス事業所の指定・指導に関すること。
障害福祉室	☎0739-26-4902	障害者（身体、知的、精神、発達障害、難病等）福祉、障害児福祉手当・特別障害者手当及び特別児童扶養手当並びに重度障害者等福祉年金、障害者総合支援法に関することなど。	
ねんりんピック推進室 ☎0739-33-7856	総務企画係	第32回全国健康福祉祭「ねんりんピック紀の国わかやま2019」の開催準備や各種事業の推進及び調整に関すること。	
	競技係	第32回全国健康福祉祭「ねんりんピック紀の国わかやま2019」の競技運営に関すること。	
健康増進課 ☎0739-26-4901	庶務係	診療所、狂犬病予防、献血の推進、食品衛生に関することなど。	
	健康管理係	市民の健康に係る施策の企画調整、健康増進事業、ひきこもり相談に関すること。	
	母子保健係	母子保健、母子健康包括支援センター、予防接種、感染症の予防に関すること。	
商工観光部	商工振興課 ☎0739-26-9970	商工労政係	商工業の振興及び指導、商店街整備等関連補助、中心市街地活性化事業、中小企業金融に関する相談及び関連補助、雇用対策及び関連補助、商工関係団体等の支援及び連携、企業における人権啓発、共同作業場の管理及び運営に関することなど。
		創業立地推進係	創業の促進及び企業立地に関することなど。
	観光振興課 ☎0739-26-9929	観光振興係	観光の振興、観光の宣伝・紹介及び案内、観光統計及び調査に関すること。
		地域観光係	観光行事、観光施設の整備及び維持管理、観光資源の保全、関係団体等との連絡調整に関すること。
	世界遺産 熊野本宮館 ☎0735-42-0751		熊野古道に関する歴史、自然、文化等の紹介、観光情報、地域情報の発信及び施設の運営に関すること。
	田辺市観光センター ☎0739-34-5599		観光情報、地域情報の発信に関すること。
田辺市街なかポケットパーク ☎0739-33-9030			

部・局等	課・室等	係	主な業務
農林水産部	農業振興課	農政係 ☎0739-26-9930	農業・農村及び農産物の振興、畜産の振興、有害鳥獣対策、農地の貸借、その他農業関連各種制度・補助事業に関することなど。
		農業土木係 ☎0739-26-9938	農業用施設等の新設・改良及び維持補修、農業用施設等の工事の計画及び設計並びに施工監理、農業用施設等の災害復旧、農業農村整備事業に関することなど。
	梅振興室	☎0739-26-9959	梅の振興に関することなど。
森林局	山村林業課 ☎0739-48-0303	水産係	水産業の振興及び指導、水産業関係諸団体、水産業関係各種補助事業に係る事務処理、内水面漁業の振興、漁港施設の新設・改良及び維持補修等の漁港管理、漁港施設等の工事計画及び設計並びに施工監理、漁港施設等の災害復旧に関することなど。
		山村振興係	林業の振興、山村の振興、紀州材の振興、特用林産物の振興、市有山林の育成、林業関係諸団体、木材加工場、林業施設関係の各種補助事業に係る事務処理に関することなど。
建設部	都市計画課 ☎0739-26-9937	林業土木係	林業用施設等の新設・改良及び維持補修、林業用施設等の工事の計画・測量及び設計並びに施工監理、林業用施設等の災害復旧、県土防災対策治山事業に関することなど。
		庶務係	課の庶務に関すること、建設施策の調整、屋外広告物や景観法の届出等に関することなど。
計画整備係		都市関連事業の計画実施に関すること、市街地開発に関すること、まちづくりの開発指導に関することなど。	
管理課 ☎0739-26-9966	管理課 ☎0739-26-9966	公共下水道係	公共下水道事業、都市下水に関することなど。
		管理係	市道路線の認定・変更及び廃止、道路台帳の整備及び保管、道路・橋りょう・河川・溝きよ・法定外公共物等の管理、市営紀伊田辺駅前駐車（輪）場に関することなど。
		公園係	公園・緑地等の管理及び補修、緑のまちづくりに関することなど。
	建築課	用地係	用地の調査及び取得、物件の調査及び補償に関することなど。
		建築係 ☎0739-26-9935	建築指導、建築工事の設計及び施工監理、庁舎・市営住宅その他の施設の修繕、建築物の耐震改修の促進、住宅施策全般、空家等対策の推進に関することなど。
市営住宅係 ☎0739-26-9936	市営住宅に関することなど。		
土木課 ☎0739-26-9934	土木係	道路・橋りょう・河川・溝きよ等の新設・改良・補修及び災害復旧、交通安全対策施設の整備、治水ダム及び利水ダム、港湾関係事業に関することなど。	
会計課	☎0739-26-9939	現金の出納（小切手の振出しを含む。）、有価証券の出納及び保管、現金の記録管理、指定金融機関・指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関することなど。	
議会事務局	☎0739-26-9940	議会運営に関すること。	
選挙管理委員会事務局	☎0739-26-9945	選挙人名簿の調製、選挙の執行管理、選挙啓発など。	
監査委員事務局	☎0739-26-9944	決算審査、定期監査、住民監査請求に基づく監査など。	
農業委員会事務局	☎0739-26-9946	農業委員会・農地に関することなど。	
公平委員会事務局	☎0739-26-9945	職員の勤務条件に関する措置の要求等の審査、判定など。	
固定資産評価審査委員会事務局	☎0739-26-9945	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査、決定など。	
土地開発公社	☎0739-25-3410	土地の取得・造成に関することなど。	

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務  
市役所案内  
市役所の主な窓口  
緊急時や困ったとき  
子育て・教育  
健康・医療・福祉  
住まいと暮らし  
生涯学習・市民活動  
市議会・選挙

部・局等	課・室等	係	主な業務
☎0739-780111 龍神行政局 ☎0739-640500 中辺路行政局 ☎0739-480301 大塔行政局 ☎0735-420070 本宮行政局 ☎0739-240011 水道部	総務課	総務係	行政局の庶務、情報公開及び個人情報保護、防災、広聴及び広報、自治会等自治活動、市民相談、交通安全、財産、人権、選挙に関する事など。
		住民係	戸籍の届出及び証明、住民基本台帳、戸籍の附票、公的個人認証、印鑑の登録及び証明、埋火葬許可、自動車臨時運行許可、国民健康保険の届出、後期高齢者医療制度の届出、身分証明、住居表示の証明、国民年金、特別障害給付金、児童扶養手当、児童手当、医療費の支給申請、市税・各種税等の収納、125cc以下の原動機付自転車と小型特殊自動車等の登録・変更・廃車及び標識の交付、連絡所、マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カードに関する事など。
	住民福祉課	保健福祉係	母子及び成人保健、予防接種、感染症、診療所、狂犬病予防、介護保険、高齢者福祉及び障害者福祉、地域福祉、戦傷病者戦没者遺族等援護、生活保護、母子及び寡婦の福祉、ごみ及びし尿、公害、そ族及び昆虫、生活環境美化、自然公園、排水処理施設及び浄化槽、墓地、水道に関する事など。
		商工観光係	商工振興、観光振興、観光関連施設の管理及び運営、管内の商工会・観光協会等の関連団体に関する事など。
	産業建設課	農林土木係	農林水産業の振興、農林水産関連施設の管理及び運営、農業委員会、管内の農林業関連団体、定住促進、内水面漁業の振興、土木関連施設の維持管理、市営住宅の管理、公園及び緑地の管理に関する事、景観法に関する事など。
		業務課	庶務係 上水道事業に係る庶務全般に関する事など。 料金係 上水道使用料に関する事など。
	工務課	計画係	上水道施設の総合計画、給水装置工事の監督及び検査、給水装置工事事業者の指定及び指導に関する事など。
		管理係	上水道施設の新設改良工事の設計及び施工監督、給水管及び配水管の維持管理、浄水場・配水池・中継ポンプ所等の維持管理、水質検査に関する事など。

部・局等	課・室等	係	主な業務
代表番号 ☎0739-220119 田辺市消防本部	消防総務課 ☎0739-26-9953	庶務係	消防本部・消防署の庶務に関する事など。
		消防団係	消防団に関する事など。
	警防課 ☎0739-33-9069 消防指令センター ☎0739-34-3119	警防係	火災調査、消防水利の設置、消防施設等の整備、防災関係機関や医療関係機関との連絡調整に関する事など。
		指令第1係 指令第2係 指令第3係	緊急通報の受信、消防署及び消防団への出動指令、消防部隊の運用、災害情報の収集、気象観測に関する事など。
		予防係	火災予防の広報、防火対象物の立入検査、消防用設備等の点検、防火管理者に関する事など。
	予防課 ☎0739-26-9954	指導係	建築同意事務、消防用設備等の設置指導、火を使用する設備等の設置指導、危険物、液化石油ガス、高圧ガス、火薬類等の規制に関する事など。
		消防第1係 消防第2係 消防第3係	火災、救急、救助等の災害活動、火災証明、火災予防の広報、一般住宅の防火診断、応急手当てや消火訓練の指導に関する事など。
	田辺消防署 ☎0739-33-9067	消防第1係 消防第2係 消防第3係	火災、救急、救助等の災害活動、火災証明、火災予防の広報、一般住宅の防火診断、応急手当てや消火訓練の指導に関する事など。
	田辺消防署 扇ヶ浜分署 ☎0739-26-0119	消防第1係 消防第2係 消防第3係	火災、救急、救助等の災害活動、火災証明、火災予防の広報、一般住宅の防火診断、応急手当てや消火訓練の指導に関する事など。
	田辺消防署 龍神分署 ☎0739-78-0119	消防第1係 消防第2係 消防第3係	火災、救急、救助等の災害活動、火災証明、火災予防の広報、防火対象物の立入検査、一般住宅の防火診断、応急手当てや消火訓練の指導、管内消防支団に関する事など。
	田辺消防署 中辺路分署 ☎0739-64-0119	消防第1係 消防第2係 消防第3係	
	田辺消防署 大塔分署 ☎0739-48-0119	消防第1係 消防第2係 消防第3係	
	田辺消防署 本宮分署 ☎0735-42-0119	消防第1係 消防第2係 消防第3係	
田辺消防署 上富田分署 ☎0739-47-0119	消防第1係 消防第2係 消防第3係		

市役所の業務  
市役所案内  
市役所の主な窓口  
緊急時や困ったとき  
子育て・教育  
健康・医療・福祉  
住まいと暮らし  
生涯学習・市民活動  
市議会・選挙

# 市役所案内

各庁舎、その他の施設については、61～67ページの地図をご参照ください。

部・局等	課・室等	係	主な業務
教育委員会	教育総務課 ☎ 0739-26-9941	庶務係	教育委員会の会議、教育振興基金及び教育奨学基金、幼稚園・小中学校の建築計画及び営繕、奨学金等に関する事など。
	学校教育課 ☎ 0739-26-9942	学事係	学校教育指導に必要な調査統計、児童生徒の就学・進学及び卒業、幼稚園の授業料及び就園奨励並びに入園に関する事など。
		指導係	学校教育の方針、教科内容及びその取扱い、学校の校長及び教員に対する指導助言、学習効果の評価、学校開放、通学区域の設定及び変更に関する事など。
	給食管理室	☎ 0739-24-1406	学校給食の実施及び計画、学校給食の管理に関する事など。
	幼稚園		幼児教育に関する事など。
	教育研究所	☎ 0739-25-1511	教育相談の実施、適応指導教室の開設に関する事。
	生涯学習課	生涯学習推進係 ☎ 0739-26-4908	生涯学習の推進、青少年健全育成（市民会議・子どもクラブ・PTA 連合会等）、及び国際交流に関する事。
		公民館係 ☎ 0739-26-4925	公民館、家庭教育、青少年教育、成人の日記念式典に関する事など。
	芳養児童センター	☎ 0739-24-5485	子供の健全育成、子育て家庭への支援、地域活動の推進及び子供の居場所・親子の交流の場の提供に関する事など。
	末広児童館	☎ 0739-23-1892	
	天神児童館	☎ 0739-24-5323	
	スポーツ振興課 ☎ 0739-25-2531	市民スポーツ係	スポーツ推進委員、生涯スポーツ、社会体育の指導者育成、社会体育関係諸団体、体育施設の貸出し、植芝盛平翁顕彰事業に関する事など。
	文化振興課 ☎ 0739-26-9943	文化振興係	田辺市美術展覧会、ふるさと文化振興補助金、文化事業、紀南文化会館の管理、田辺市文化協会に関する事など。
		文化財係	文化財審議会、文化財の指定・保護及び顕彰、文化財の調査及び指導（開発事業調整等）、世界遺産、歴史文化的景観の保全、歴史民俗資料館に関する事など。
	南方熊楠顕彰館	☎ 0739-26-9909	南方熊楠顕彰館、南方熊楠邸、南方熊楠翁顕彰事業に関する事。
	田辺市立図書館 ☎ 0739-22-0697	庶務係	図書館の庶務全般、田辺市文化交流センター「たなべる」に関する事など。
		司書係	図書館資料の貸出しに関する事など。
	田辺市立美術館	☎ 0739-24-3770	美術作品や資料の収集・保存、調査・研究、及び展覧会、講演会、講座等の開催など美術に関する事。
	熊野古道なかへち美術館 ☎ 0739-65-0390		
	龍神教育事務所 ☎ 0739-78-0301		学校、教育施設の管理、公民館、青少年育成、スポーツ振興、体育施設の貸出し、生涯学習、文化財、図書館に関する事。
中辺路教育事務所 ☎ 0739-64-0504			
大塔教育事務所 ☎ 0739-48-0212			
本宮教育事務所 ☎ 0735-42-1164			

## ■本庁舎等

新屋敷町 1



◇本庁舎

- 【4階】人権推進課、議会事務局、監査委員事務局、議場
- 【3階】企画広報課、たなべ営業室、自治振興課、観光振興課、秘書課、総務課、防災まちづくり課、財政課、契約課、土地開発公社
- 【2階】税務課、納税推進室、市民課、保険課、環境課、会計課、新庁舎整備室

◇庁舎別館

- 【3階】商工振興課、水産課
- 【2階】情報政策課、農業振興課、梅振興室、選挙管理委員会事務局
- 【1階】管理課、土木課、都市計画課、農業委員会事務局

◇社会福祉センター

- 【2階】青少年センター
- 【1階】建築課

◇田辺市教育研究所

- 【2階】教育研究所
- 【1階】土地対策課

◇田辺消防署 扇ヶ浜分署

## ■市民総合センター

高雄一丁目 23-1



◇保健福祉棟

- 【2階】福祉課、健康増進課、社会福祉協議会、障害児・者相談支援センター「ゆめふる」
- 【1階】子育て推進課、家庭児童相談室、やすらぎ対策課、障害福祉室、ねんりんピック推進室、生活相談センター

◇生涯学習棟

- 【4階】男女共同参画推進室、男女共同参画センター
- 【3階】教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、国際交流センター
- 【2階】市民活動センター

## ■龍神行政局

龍神村西 376



- 【2階】総務課、産業建設課（農林土木係）
- 【1階】住民福祉課、産業建設課（商工観光係）、田辺消防署 龍神分署

◇龍神市民センター 龍神村安井 1048-6

- 【1階】龍神教育事務所

## ■中辺路行政局

中辺路町栗栖川 396-1



- 【2階】総務課、産業建設課
- 【1階】住民福祉課

◇中辺路コミュニティセンター（行政局に隣接）

- 【1階】中辺路教育事務所

## ■大塔行政局

鮎川 2567-1



- 【2階】総務課、住民福祉課、産業建設課、森林局 山村林業課

◇大塔総合文化会館（行政局に隣接）

- 【1階】大塔教育事務所

## ■本宮行政局

本宮町本宮 219



- 【2階】総務課、産業建設課（農林土木係）、本宮教育事務所
- 【1階】住民福祉課

◇世界遺産 熊野本宮館 本宮町本宮 100-1

- 【1階】産業建設課（商工観光係）

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

# 市役所の主な窓口

窓口では、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで手続きができます。それ以外の時間帯や休日の場合は 21 ページを参照してください。

## 戸籍・住民票など

### ■戸籍

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇三川・富里連絡所

戸籍に変更があった場合の届出については、本庁舎又は行政局、上記連絡所の窓口までお願いします。

種類	届出期間	届出人	必要なもの
出生届	出生の日を含めて 14 日以内	次の順位で ①父か母 ②同居者 ③出産に立ち会った 医師、助産師など	◇届出人の印鑑 ◇出生届書（出生証明書） ◇母子健康手帳 ◇児童手当の受給申請については 31 ページ、子ども医療 費助成制度については 38 ページをご参照ください。
死亡届	死亡を知った日から 7 日以内	次の順位で ①死亡者の親族 ②同居者 ③家主・地主など	◇届出人の印鑑 ◇死亡届書（死亡診断書） この他にも、次の手続きが必要です。 ・埋火葬許可申請の手続 ・印鑑登録証の返却（登録者のみ） ・国民健康保険証の返却（加入者のみ） ・医療受給者証の返却（該当者のみ） ・介護保険証の返却（該当者のみ） ・未支給年金請求の手続（該当者のみ）
婚姻届	届出日から婚姻が成立 します。	夫と妻	◇届出人の印鑑（夫・妻とも） ◇婚姻届書（成年の証人 2 人の署名押印が必要） ◇本人確認書類 ◇戸籍謄本（田辺市に本籍がないとき） ◇父母の同意書（未成年の場合） ◇他市町村から同日付けで転入される場合は、前住所地 発行の転出証明書 ◇国民健康保険証（加入者のみ） ◇通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード） （記載事項に変更が生じる場合のみ）
離婚届	①協議離婚の場合…届 書受理により離婚成立 ②調停離婚の場合…調 停成立から 10 日以内 ③審判・裁判離婚の場 合…確定日から 10 日 以内	①夫と妻 ②、③調停・審判・ 裁判離婚の場合は、 申立人	◇届出人の印鑑 ◇離婚届書（①の場合は成年の証人 2 人の署名押印が必要） ◇本人確認書類 ◇戸籍謄本（田辺市に本籍がないとき） ②調停証書の謄本 ③審判・判決の謄本と確定証明書 ◇国民健康保険証（加入者のみ） ◇通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード） （記載事項に変更が生じる場合のみ）
転籍届	届出日から本籍が変更 します。	戸籍の筆頭者とその 配偶者	◇届出人の印鑑（筆頭者と配偶者別々のもの） ◇転籍届書 ◇戸籍謄本（田辺市内での本籍変更の場合は不要）

※婚姻届、認知届、協議離婚届、養子縁組届、協議離婚届をされる場合は、届出人の本人確認ができる官公署発行の顔写真  
付証明書（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート等）の提示をお願いします。  
※届出人の印鑑…届書の「届出人」欄に押印している印鑑です。  
※届出期間の最終日が休日の場合は、次の開庁日までとなります。

### ■住民登録

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇三川・富里連絡所（外国人を除く。）

住所に異動や変更があった場合の届出については、本庁舎又は行政局、上記連絡所の担当窓口までお願いします。

種類	届出期間	必要なもの
転入届（市外から田辺市 へ転入したとき）	転入した日から 14 日以内	◇印鑑 ◇転出証明書（前住所地市町村が発行） ◇本人確認書類 ◇国民年金手帳（加入者のみ） ◇住民基本台帳カード（該当者のみ） ◇介護保険受給資格証明書（該当者のみ） ◇在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれか（外 国人の場合） ◇通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード） ※小・中学生のいる世帯は 32 ページをご参照ください。 ※児童手当受給者の方は 31 ページをご参照ください。
転出届（田辺市から市外 へ転出するとき）	転出予定日のおお むね 14 日前から	◇印鑑 ◇本人確認書類 ◇印鑑登録証（登録者のみ） ◇国民健康保険証（加入者のみ） ◇医療受給者証（該当者のみ） ◇介護保険証（該当者のみ） ◇住民基本台帳カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）（該当者のみ） ※小・中学生のいる世帯は 32 ページをご参照ください。 ※児童手当受給者の方は 31 ページをご参照ください。
転居届（市内で住所変更 をしたとき）、世帯変更届 （世帯主を変更したり、世 帯を分離・合併したとき）	転居した日から 14 日以内 変更した日から 14 日以内	◇印鑑 ◇本人確認書類 ◇国民健康保険証（加入者のみ） ◇医療受給者証（該当者のみ） ◇介護保険証（該当者のみ） ◇在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれか （外国人の場合） ◇住民基本台帳カード（該当者のみ） ◇通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード） ※小・中学生のいる世帯は 32 ページをご参照ください。
国外からの転入	転入した日から 14 日以内	◇パスポート ◇在留カード又は特別永住者証明書（外国人の場合） ◇世帯主が外国人である場合は続柄を証する公的文書と翻訳文

※印鑑…窓口へ届出に來られた方の印鑑です。  
※転入・転出届、転居届等を本人、同一世帯員以外の方が代理人として届ける場合は、委任状が必要です。  
※届出人の本人確認ができる証明書等（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、顔写真付き住民基本台  
帳カード、パスポート等）が必要です。  
※届出期間の最終日が休日の場合は、次の開庁日までとなります。

### ■印鑑登録

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇全連絡所

お手持ちの印鑑を公に立証するための登録です。田辺市に住民登録をしている満 15 歳以上の方は、1 人につき 1 個、  
印鑑を登録することができます。登録後、印鑑登録証（カード）を発行します。手数料は 200 円です。印鑑登録には  
日数がかかることがありますので、必要な方はお早めに手続きをしてください。

種類	必要なもの
本人が登録するとき ① 官公署発行の証明書 による方法	◇登録する印鑑 ◇顔写真の付いた官公署発行の証明書（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免 許証、住民基本台帳カード、パスポート、在留カードなど）
本人が登録するとき ② 保証人による方法	◇登録する印鑑 ◇田辺市で印鑑登録をしている方によって登録申請者が本人に相違ない ことを保証した保証書（保証書には、保証する方にお越しいただき、その方の登録印の押印・ 印鑑登録証の提示並びに保証書への必要事項の記入が必要です。） ◇登録する方の本人確認ができるもの（国民健康保険証、銀行の通帳など）
本人が登録するとき ③ 文書照会による方法	◇登録する印鑑 受付後、本人宛てに照会書を郵送しますので、本人が署名・押印して、本人又は代理人が 窓口までお持ちいただき、登録することになります。その際には、本人及び代理人が確認 できるもの（国民健康保険証、銀行の通帳なども可）をお持ちください。
代理人が登録するとき （本人が病気などで、や むを得ないときに限り ます。）	◇登録する印鑑 ◇本人自筆の委任状 ◇代理人の印鑑 登録する本人宛てに照会書を郵送しますので、本人が署名・押印して、本人又は代理人が 窓口までお持ちいただき、登録することになります。その際には、本人及び代理人が確認 できるもの（国民健康保険証、銀行の通帳なども可）をお持ちください。
登録できない印鑑	◇住民票に記載されている氏名又は通称の全部又は一部を表していないもの ◇印面の大きさが一辺 25mm の正方形に収まらないもの又は 8mm 以下の正方形に収まるもの ◇ゴム印など印面が変形しやすいもの ◇他の人が既に登録しているもの ◇印影の照合が困難と認められているもの ◇職業、屋号その他の事項を含むもの

市役所の業務

市役所案内

窓口 市役所の主な

困ったとき 緊急時や

子育て・教育

福祉 健康・医療

暮らし 住まいと

市民活動 生涯学習

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

窓口 市役所の主な

困ったとき 緊急時や

子育て・教育

福祉 健康・医療

暮らし 住まいと

市民活動 生涯学習

市議会・選挙

## ■各種証明書の申請と手数料

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 窓口係     ◇行政局：住民福祉課 住民係     ◇全連絡所

戸籍の全部事項（戸籍謄本）・個人事項（戸籍抄本）証明、住民票の写しなどが必要なときは、本庁舎、行政局、全連絡所で交付を受けることができます。代理人が請求するときは、本人からの委任状などが必要です。郵便での請求もできます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

種類	手数料	必要なもの
戸籍の全部事項・個人事項・一部事項証明、戸籍謄・抄本	450 円	
除籍の全部事項・個人事項・一部事項証明、除籍謄・抄本	750 円	◇印鑑   ◇本人確認書類 ※直系又は同一戸籍以外の方からの申請は委任状
戸籍の附票の写し	200 円	
住民票の写し	200 円	◇印鑑   ◇本人確認書類 ※本人・同一世帯以外の方からの申請は委任状
身分証明書	200 円	◇印鑑   ◇本人確認書類 ※本人以外の方からの申請は委任状
印鑑登録証明書	200 円	印鑑登録証

※毎週㊦（㊧、年末年始は除く。）は、本庁舎市民課の窓口を午後 7 時まで時間延長し、上記の証明書の発行業務を取り扱っています。

※住民基本台帳法・戸籍法の一部改正により、住民票・戸籍等の請求には、本人確認が必要となりましたので、マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート等をお持ちください。  
※「田辺市事前登録による本人通知制度」に基づき、事前登録している人の住民票の写し・戸籍謄抄本等を、代理人又は第三者に交付した場合は、事前登録した本人に対して交付の事実を通知します。

◇コンビニ交付サービス（平成 31 年 3 月開始）

全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）で、「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」が取得できます。サービスの利用には、マイナンバーカード（個人番号カード）とマイナンバーカードにあらかじめ搭載されている、利用者証明用電子証明書の 4 桁の暗証番号が必要です。

種類	手数料	必要なもの
住民票の写し	200 円	◇マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているものに限ります。）
印鑑登録証明書	200 円	◇暗証番号

※利用可能時間：午前 6 時 30 分～午後 11 時（12 月 29 日～1 月 3 日及びサーバーメンテナンス時はご利用いただけません。）

# 税金（国民健康保険税を除く）

## ■市税一覧

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7 ページ参照】

◇本庁舎：税務課 庶務係・市民税係・資産税係     ◇行政局：住民福祉課 住民係

田辺市で取り扱っている市税の種類と納税義務者及び申告・届出の方法は、次の一覧表のとおりです。申告・届出は、本庁舎及び行政局で取り扱っています。（下記以外にも、市たばこ税、入湯税等があります。）

税目	納税義務者	申告・届出
個人市県民税	1 月 1 日現在、田辺市内に住んでいて、前年中に所得があった方	前年中の収入の状況について、3 月 15 日（15 日が㊤又は㊦の場合には翌㊦）までに申告してください。ただし、給与収入のみで年末調整が済んでいる方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。
法人市民税	田辺市内に事業所、事務所等を持つ法人等	事業年度の終了から 2 か月以内に確定申告をしてください。

税目	納税義務者	申告・届出
固定資産税	1 月 1 日現在、田辺市内に土地・家屋・償却資産を所有している方	◇償却資産(事業用資産)をお持ちの方は、1 月 31 日までに申告してください。 ◇次の異動（予定）がある場合は、届け出てください。 ①住所を変更した場合（田辺市に住民登録があり、市内転居の場合は不要。） ②家屋の新増築や取壊しを行った場合又は新増築や取壊しの予定がある場合 ③登記簿に未登載の家屋について、所有者の変更（売買・相続など）があった場合 ④納税義務者が死亡したが、相続登記が未済の場合 ⑤共有代表者を変更したい場合
都市計画税	1 月 1 日現在、田辺市の都市計画区域内に土地・家屋を所有している方は、固定資産税と併せて賦課徴収されます。	
軽自動車税	4 月 1 日現在、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等）を所有している方	軽自動車等を購入・譲り受ける場合や廃車・譲渡する場合、住所や届出事項に変更がある場合などは、次の所へ届出が必要です。 ① 125cc 以下の原動機付自転車・小型特殊自動車等は、税務課庶務係又は行政局まで。なお、連絡所でも取扱いをしている所があります。 ②軽自動車は、軽自動車検査協会和歌山事務所（☎050-3816-1846）、二輪の小型自動車等は、近畿運輸局和歌山運輸支局（☎050-5540-2065）まで。

## ■市税の納期限

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7 ページ参照】

◇本庁舎：納税推進室     ◇行政局：住民福祉課 住民係

それぞれの税金の納期限は下記のとおりです。納期限までに納税してください。

税目		全期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
個人市県民税	普通徴収	——	6 月末日	8 月末日	10 月末日	翌年 1 月末日
	特別徴収		翌月の 10 日			
固定資産税・都市計画税		——	4 月末日	7 月末日	12 月 25 日	翌年 2 月末日
軽自動車税		5 月末日	——			
入湯税			翌月の 15 日			

※休日の場合、その翌日となります。

## ■市税の納税方法

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7 ページ参照】

◇本庁舎：納税推進室     ◇行政局：住民福祉課 住民係

市税の納税方法には、次のとおり、納付書による納税と口座振替による納税があります。納税は、口座振替が便利です。

種類	内容
納付書による納税	納税通知書に記載されている金融機関、本庁舎納税推進室、行政局住民福祉課の窓口で直接納めてください。なお、個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については、コンビニ店舗やスマートフォン（PayB アプリ）での納付が可能です。
口座振替による納税	個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税を、納税者の指定する預貯金口座から自動振替をすることができます。 ※申込みは、次の金融機関又は市役所及び行政局の窓口で手続できます。

■取扱い金融機関

紀陽銀行、紀南農業協同組合、きのくに信用金庫、三菱 UFJ 銀行、第三銀行、百五銀行（口座振替はできません。）、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会（ただし、和歌山県内に限る。）、紀州農業協同組合、みくまの農業協同組合、郵便局・ゆうちょ銀行（ただし、納付書による納税は近畿 2 府 4 県に限る。)

※金融機関の名称は、統廃合等により変更される場合があります。

※口座振替は、口座振替依頼書で手続します。

■市役所及び行政局窓口

※口座振替は、キャッシュカードで手続します。ただし、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会は除きます。また、生体認証カード、IC チップのみのカード、代理人カード等ではお取り扱いできません。



## ■市税の証明と手数料

【取扱い窓口・問合せ先 ☎は4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：税務課 庶務係・市民税係・資産税係、納税推進室 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇全連絡所

市では、次のとおり税に関する証明書の発行等を行っています。取扱い窓口で申請書がありますので、必要事項を記入して申請してください。税務関係の証明等を窓口で請求する場合は、窓口へ来られる方（請求される方）の本人確認が必要となりますので、運転免許証等本人確認ができるものをお持ちください。また、代理の場合は、委任状が必要となります。

種類		手数料（1件）	本庁窓口の係
市県民税	課税・所得証明、非課税証明、営業証明	200円	市民税係
納税証明	市税完納証明、市税全部、個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	200円	納税推進室
	軽自動車税（継続検査用）、納税額確認書	無料	
固定資産税	固定資産課税台帳登録事項証明、公課証明、無資産証明、課税明細書（証明ではありません。） ※住宅用家屋証明	200円	資産税係
	※り災証明	100円	
閲覧	名寄帳 ※固定資産課税台帳、土地台帳、家屋台帳及び地番図・字図・分筆図面等	200円	
縦覧	※土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿（縦覧期間のみで、土地・家屋それぞれの納税者に限ります。）	無料	

※連絡所では、表内の※についての取扱いをしていませんのでご注意ください。また、行政局管内の字図等の閲覧については、それぞれの行政局の取扱い窓口で申請していただくこととなりますが、閲覧に供されるものが行政局により異なる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

※手数料の1件の単位については、窓口でお問い合わせいただくか、田辺市のホームページ（<http://www.city.tanabe.lg.jp/>）でご確認ください。

※毎週㊦は、午後7時まで市役所本庁の窓口業務の一部を時間延長しています。（㊦・年末年始を除く。）取り扱う業務は、上表の証明書の発行、閲覧及び縦覧、原動機付自転車・小型特殊自動車等の新規登録・名義変更・廃車申請の受付、市税の納付及び納付相談です。

# 国民年金

## ■こんなときは届出を

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇近野・三川・富里連絡所

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金などの公的年金に必ず加入しなければなりません。また、次のような場合は、速やかに届け出てください。

手続の種類	届出するとき	必要なもの等
国民年金資格取得	20歳になったとき	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）
	会社（厚生年金）や官公庁（共済組合）をやめたとき	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、③退職年月日の分かる書類
	会社員や公務員等である配偶者の扶養（健康保険）からはずれたとき	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、③扶養からはずれた日の分かる書類
	海外から転入したとき ※短期在留外国人も手続が必要です。	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳等基礎年金番号がわかる書類、③外国人は旅券（パスポート）

種類	届出の期間	必要なもの等
国民年金資格取得	60歳以上で年金受給するための納付期間が足りない等の方及び海外転出する方で任意加入するとき	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、③口座振替納付申出書（各窓口にあります。）
国民年金資格喪失	国民年金加入中の方が国外に転出するとき	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類
	国民年金加入中の方が死亡したとき	◎遺族の方が「死亡一時金」を請求できる場合がありますので、窓口までお問い合わせください。  ※会社等に就職し厚生年金保険等に加入する場合は、勤務先で手続してください。
国民年金保険料免除・納付猶予	国民年金保険料を納めることが経済的に難しいとき【保険料免除・納付猶予】	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類、③失業により免除を希望される方は、失業した事実が確認できる書類（雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等）
	国民年金加入中の学生で納付猶予を希望されるとき【学生納付特例】	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳等基礎年金番号がわかる書類、③学生証の写し又は在学証明書
	国民年金加入中の方で出産による免除を希望されるとき【産前産後期間の免除】	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳、③母子健康手帳等出産予定日／出産日がわかる書類（出産予定日の6か月前から申請できます。）
	年金受給者中で日本年金機構からの通知文書の送付先を変更している方の住所が変わったとき	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金証書
その他	国民年金を納めている方で年金額を増やしたいとき【付加年金】	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年金手帳等基礎年金番号が分かる書類 ※付加保険料（月額400円）を納めると老齢基礎年金に加算されます。（保険料納付の免除・猶予者、国民年金基金加入者は申込みできません。）
	年金手帳を無くしたとき	①印鑑、②個人番号を証明する書類（通知カード・マイナンバーカード等）又は年基礎年金番号が分かる書類
	国民年金等の受給者が死亡したとき	◎未支給年金等の請求（17～18ページ参照）又は「年金受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。必要な書類については、窓口までお問合せください。
	各種年金を請求するとき	◎請求する年金（17～18ページ参照）によって支給要件や必要書類が違いますので、窓口までお問い合わせください。

※国民年金に関する各種手続については、原則として個人番号による届出が必要となります。個人番号を証明する書類に加え、マイナンバーカード、旅券、運転免許証、健康保険証など本人確認書類をお持ちください。

## ■国民年金への加入と保険料の納め方

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇近野・三川・富里連絡所

### ■加入方法など

被保険者の区分	年齢	加入者	加入の手続	保険料の納め方
第1号	20～59歳	自営業、農林水産業、学生、無職の人など（第2号、第3号以外の人）	加入者自身が市役所又は年金事務所で行います。	加入者自身が納めます。日本年金機構から送られてくる納付書又は口座振替等により納付してください。
第2号	就職時～69歳	サラリーマンなど、厚生年金や共済組合に加入している方	加入者の勤務先の事業所が行います。	勤務先の厚生年金や共済組合などの年金制度から納付されます。
第3号	20～59歳	第2号被保険者に扶養されている配偶者（サラリーマンの妻等）	扶養者の勤務先の事業所が行います。	扶養している人（第2号被保険者）の加入年金制度から納付されます。
任意加入	20～64歳	外国に住んでいる日本人	加入者自身が市役所又は年金事務所で行います。	加入者自身が納めます。口座振替により納付してください。
	60～64歳	年金額を満額に近づけたい人や受給資格期間に満たない方		
	65～69歳	昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格期間に満たない方		

### ■国民年金保険料の納め方

(1) 国民年金保険料は、納付書による現金納付のほか、口座振替やクレジットカードでも納付できます。口座振替等を希望される方は、納付申出書（市役所にもあります。）を金融機関又は年金事務所に提出してください。

(2) 国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、6か月分、1年分、2年分をまとめて納付すると割引（前納割引制度）があります。割引金額については納付書をご確認ください。なお、口座振替やクレジットカード納付でも割引制度があり、現金納付より割引額が多い場合がありますが、申込期限がありますので、ご注意ください。

※国民年金保険料の収納は日本年金機構が行っています。保険料の納付方法や納付状況の照会、控除証明書の再発行など納付に関することは年金事務所にお問合せください。

## ■市役所で手続できる年金等の種類と受給要件

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

手続できる年金等と受給要件は次のとおりです。受給資格があっても本人から請求がなければ支給されませんので、忘れずに手続してください。なお、請求に必要な書類は、窓口までお問い合わせください。

種類	受給要件
老齢基礎年金	原則10年以上保険料を納めた方（免除された期間も含まれます。）が65歳になったときに支給 ※希望される方は、60歳から繰上げて請求（減額されます。）したり、66歳から70歳まで繰下げて請求（増額されます。）できます。
障害基礎年金	20歳前や、国民年金加入中又は受給前（一定の保険料納付又は免除期間が必要です。）に不慮の事故や病気・けがで障害等級1～2級の状態になった方に支給
遺族基礎年金	一定の保険料納付又は免除期間がある方が死亡したとき、18歳に達する日の属する年度末までの間の子（重度の障害がある場合は20歳未満）がいる配偶者又は子に支給
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除された期間も含まれます。）が10年以上ある夫が老齢基礎年金を受けないで死亡したとき、10年以上の婚姻期間があり、生計を同じくしていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納めていた方が、年金を受けないまま死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で先の方）に支給

種類	受給要件
未支給年金	年金を受けている方が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金を、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で先の方）に支給 ※年金の種類によっては市役所で手続できない場合があります。
老齢福祉年金	①明治44年4月1日以前に生まれた方又は②明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた方で国民年金保険料を一定期間納めたことのある方で、拠出年金の受給権がない方に支給（一定の所得制限等があります。）
特別障害給付金	障害等級1～2級の状態の方で、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生期間又は②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であった期間に、障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日がある方に支給（一定の所得制限があります。）

(1) 老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金については、年金事務所でご確認ください。

(2) 退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金については、加入の共済組合でご確認ください。

# 国民健康保険

## ■こんなときは届出を

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 庶務係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇近野・三川・富里連絡所

### ■国民健康保険への加入

健康に自信を持って生活していても、いつどこで病気やけがをするか分かりません。国民健康保険（以下国保）は、私たちが病気やけがをしたときに安心して医療を受けられることを目的とした制度です。国保には、職場の健康保険に加入している方や後期高齢者医療制度（37ページ参照）に加入している方、生活保護を受けている方以外は必ず加入しなければなりません。

### ■こんなときは14日以内に届出を

◇住民票などの異動に伴う場合→本庁舎市民課、各行政局、近野・三川・富里連絡所で住民票などの届出の際に併せて国保の手続も行います。【表1】

◇住民票などの異動に伴わない場合→本庁舎保険課、各行政局、近野・三川・富里連絡所で手続を行います。【表2】

### ■マイナンバー記載について

平成28年1月1日から、保険課窓口では申請書等に個人番号を記載していただけます。また、その際には本人確認書類が必要となりますので、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び顔写真入りの本人確認書類等」をご持参ください。

### 【表1】住民票などの異動に伴うもの（11・12ページ参照）

区分	届出が必要な場合	届出に必要なもの
国保加入	田辺市に転入してきたとき	他市区町村からの転出証明書、印鑑
	子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
国保脱退	田辺市外へ転出するとき	保険証、印鑑
	死亡したとき	
その他	住所・世帯主・続柄・氏名・世帯などが変わったとき	

### 【表2】住民票などの異動に伴わない場合

区分	届出が必要な場合	届出に必要なもの
国保加入	職場の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書、印鑑、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
	健康保険の扶養家族でなくなったとき	

## ■国民健康保険で受けられる給付

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇本庁舎：保険課 庶務係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

国保に加入していると、次のようなときに、給付を受けることができます。

区分	内容
療養の給付	医療機関に保険証を提示して受けられる給付です。
入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給	入院したときの食事の費用などについては、「療養の給付」とは、別の負担となります。住民税非課税世帯には、減額の制度もあります。
療養費	急病や緊急、その他やむを得ない理由で医療機関に保険証を提示できなかったときや、コルセットなどの補装具を購入したときに、申請して受けられる給付です。
高額療養費	1か月の自己負担が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により払戻しを受ける制度です。所得や課税の状況などにより自己負担限度額が異なります。※あらかじめ市の窓口に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付の申請をし、証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが限度額までになります。なお、交付については国保税を滞納していないことが要件となっています。
高額介護合算療養費	世帯内で国民健康保険・介護保険の両方からの給付を受け、双方の自己負担額の合計が限度額（年額）を超えた場合、申請により払戻しを受ける制度です。所得や課税の状況などにより、限度額（年額）が異なります。
出産育児一時金	国保に加入している人が出産したときに40万4000円（産科医療補償制度の対象となる出産の場合は1万6000円を加算）が世帯主に支給されます。（他の健康保険などからこれに相当する給付を受けるときは、支給できません。）※国保から医療機関などに直接支払う「直接支払制度」が導入されています。
葬祭費	国保に加入している人が死亡したときに、葬祭を行った方に3万円が支給されます。（他の健康保険などからこれに相当する給付を受けるときは、支給できません。）
移送費	やむを得ない事情により、重病人の入院、転院などの移送にかかった費用を国の基準に基づいて支給します。

※国保の使えない診療もあります。

1. 病気とみなされないもの（正常な妊娠・お産・美容整形・歯列矯正・経済的な理由による妊娠中絶・健康診断・予防注射など）
2. 仕事上のけがや病気
3. 給付制限に当たる場合

◇故意又は自己の犯罪行為による病気やけが、◇けんかや泥酔などによる病気やけが、◇医師や保険者の指示に従わなかったとき

※交通事故など、第三者から受けた行為が原因でけがや病気になったときには、加害者が被害者の医療費を負担することが原則ですが、やむを得ない場合は、「第三者行為による傷病届」を提出いただいた上で、国保が一時的に立て替え、保険診療を受けることができます。その場合、後日、国保が負担した医療費を加害者に請求することになります。

区分	届出が必要な場合	届出に必要なもの
国保加入	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
国保脱退	職場の健康保険に入ったとき	国保及び健康保険の保険証、印鑑、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
	健康保険の扶養家族になったとき	国保及び健康保険の保険証、印鑑、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
その他	生活保護を受けることとなったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
	就学のため学生が他市町村に居住するとき	保険証、在学証明書又はそれに代わるもの、印鑑、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
	保険証を紛失したとき	免許証など本人と確認できるもの、印鑑、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」

※上表内の「印鑑」は、窓口へ届出に来る方の印鑑ですが、届出人が本人の場合は必要ありません。

※新規加入の場合は免許証など本人と確認できるものをお持ちください。

## ■国民健康保険税

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇本庁舎：保険課 保険税係・収納係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

国民健康保険税の税額や納付等については、次のとおりです。

区分	内容
納める方	世帯主が納税義務者となります。（世帯主が国保以外の健康保険に加入していても、世帯内に国保の被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。）そのため、納税通知書は世帯主宛てに送付します。
世帯の年間保険税	次の計算方法により世帯単位で計算された医療保険分・後期高齢者支援金等・介護保険分（計算方法は同じですが、それぞれ税率が違います。）の合計額が年間保険税額となります。ただし、介護保険分は国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の方が対象となります。◇所得割額（当該年度の前年中所得に応じて計算）◇資産割額（当該年度の固定資産税額に応じて計算）◇均等割額（国民健康保険加入者数に応じて計算）◇平等割額（一世帯当たり定額で計算）
保険税の軽減	世帯主とその世帯に属する国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度に移行した方の前年中の総所得金額が、一定額を超えない世帯について、国民健康保険税の均等割額と平等割額が定められた割合（7割・5割・2割）で軽減されます。
納める方法	◇普通徴収 納める回数は9回（7月～翌年3月までの毎月）で、次の納付方法があります。 ①納付書による納付：市役所・行政局、金融機関の他、コンビニ店頭やスマートフォン（PayBアプリ）での納付が可能です。 ②口座振替による納付：お申込みは、通帳・届出印を持参し金融機関で行うか、キャッシュカード（※）を持参し保険課又は行政局住民福祉課窓口で行えます。（取扱い金融機関は14ページ参照） ◇特別徴収（年金からの天引き） 国民健康保険被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成される世帯の保険税は、原則として世帯主の年金からの天引きとなります。（特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方、既に口座振替にて国保税を納付されている方については、納付書や口座振替による納付となります。） なお、特別徴収の対象となる方は、特別徴収から口座振替による納付に変更することができます。

※農業協同組合、信用漁業協同組合は除きます。また、生体認証カード、ICチップのみのカード、代理人カード等ではお取り扱いできません。

# 連絡所、休日・夜間の窓口

## ■連絡所の業務

連絡所では、次のような業務を取り扱っています。なお、連絡所によって取り扱う業務の内容が異なりますので、詳しくは、それぞれの窓口までお問い合わせください。

連絡所（問合せ先）	取扱い業務内容
上芳養連絡所 ☎ 0739-37-0001 中芳養連絡所 ☎ 0739-22-1423 芳養連絡所 ☎ 0739-22-1429 秋津川連絡所 ☎ 0739-36-0001 上秋津連絡所 ☎ 0739-35-0004 長野連絡所 ☎ 0739-34-0123 三栖連絡所 ☎ 0739-34-0022 新庄連絡所 ☎ 0739-22-1606	◇戸籍謄・抄本等の発行、身分証明書の発行、住民票の発行 ◇印鑑登録申請受付、印鑑登録証明書発行（印鑑登録証が必要） ◇市民税・固定資産税・納税に関する証明の発行、名寄帳の閲覧 ◇原付自転車のナンバーの受付及び廃車申請の受付等（芳養、新庄、長野を除く。）
近野連絡所 ☎ 0739-65-0003	◇戸籍謄・抄本等の発行、身分証明書の発行、住民票の発行 ◇印鑑登録申請受付、印鑑登録証明書発行（印鑑登録証が必要） ◇市民税・固定資産税・納税に関する証明の発行、名寄帳の閲覧 ◇国民健康保険に関する各種手続 ◇国民年金の被保険者関係届に関すること ◇その他、中辺路行政局との連絡に関すること
三川連絡所 ☎ 0739-62-0271 富里連絡所 ☎ 0739-63-0001	◇転居届、転出届、転入届の受付 ◇出生届、婚姻届、転籍届、死亡届の受付 ◇埋葬・火葬許可証の発行 ◇戸籍謄・抄本等の発行、身分証明書の発行、住民票の発行 ◇印鑑登録申請受付、印鑑登録証明書発行（印鑑登録証が必要） ◇市民税・固定資産税・納税に関する証明の発行、名寄帳の閲覧 ◇原付自転車のナンバーの受付及び廃車申請の受付等 ◇国民健康保険に関する各種手続 ◇国民年金の被保険者関係届に関すること ◇その他、大塔行政局との連絡に関すること

## ■休日・夜間の窓口

【取扱い窓口・問合せ先】

- ◇本庁舎 宿直室（☎ 0739-22-5300）
- ◇龍神行政局 宿直室（☎ 0739-78-0111）
- ◇中辺路行政局 宿直室（☎ 0739-64-0500）
- ◇大塔行政局 宿直室（☎ 0739-48-0301）
- ◇本宮行政局 宿直室（☎ 0735-42-0070）

本庁舎や行政局では、休日や夜間などの業務時間外でも、次の業務の取扱いを行っています。

※休日とは、**①**②③、12月29日～翌年の1月3日のことです。

取扱い業務の内容
◇出生届の受付 ◇死亡届の受付 ◇婚姻届の受付 ◇離婚届の受付 ◇埋葬・火葬許可申請書の受付及び許可証の交付 ※翌開庁日に担当課へ引き渡します。

※手続に必要な書類等については、11ページをご参照ください。

※毎週**④**は、午後7時まで市役所本庁舎の窓口業務の一部を時間延長しています。（**⑤**・年末年始を除く。）ただし、取り扱えない業務もありますので、事前に担当課まで電話等でご確認ください。

市役所の業務

市役所案内

窓口

困ったとき

子育て・教育

福祉・医療

暮らし

市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

窓口

困ったとき

子育て・教育

福祉・医療

暮らし

市民活動

市議会・選挙

# 緊急時や困ったとき


## 防災

### ■災害に対する備え

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7・8 ページ参照】

◇本庁舎：防災まちづくり課 地域防災係 ◇田辺市消防本部 ◇行政局：総務課 総務係

災害はいつ起こるか分かりません。また、南海トラフを震源とする大地震が近い将来に発生することが予想されています。災害の発生そのものを防ぐことはできませんが、被害を最小限にとどめることはできます。そのためには、行政の対策とともに、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という一人ひとりの自覚と災害に対する常日頃からの備えが大切です。家族で「地震や津波、土砂崩れや風水害が起きたらどうするのか」「避難場所はどこか」「緊急時の連絡方法はどのようなのか」「非常持ち出し袋の用意はできているか」などについて、今一度話し合っておきましょう。

項目	内容
地震が起きたら	①何よりも大切なのは命。揺れを感じたら座布団などで頭部を保護しテーブルの下に潜るなどして、まず第一に身の安全を確保する。 ②避難に備え、ドアや窓などを開けて出口を確保しておく。 ③強い揺れが収まったら、素早く、確実にコンロやストーブ等の火の始末をする。また、避難時にはブレーカーを切る。 ④火が出たら、隣近所にも協力を求め初期消火に努める。 ⑤慌てて外に飛び出さない。避難時は落下物等に注意し、周囲の状況をよく確かめ、落ち着いて行動する。 ⑥屋外では、瓦などの落下物を避けるため軒下から離れる。また、狭い路地やブロック塀、自動販売機等は倒れてくる可能性があるため近づかない。 ⑦避難は原則徒歩でするとともに、特に高齢者や障害者の避難の手助けをする。 ⑧防災行政無線やテレビ・ラジオなどで正しい情報を入手する。
津波への注意	①小さな揺れでも大津波の危険性があります。大きな揺れや長い揺れを感じたら、防災行政無線などの指示を待つことなく、直ちに高台へ避難する。 ②海岸から「より遠くへ」ではなく、「より高い」場所へ避難する。 ③津波は2回、3回と繰り返し襲ってきます。「警報等」が解除されるまで、避難所など安全な場所にとどまる。また、河川を遡ってくるので、河川にも近づかないようにする。 ④震源付近の地形によっては、引き波が起らない津波もあるので注意する。
土砂崩れへの注意	集中豪雨、長雨及び大きな地震の際には、山地では、落石に注意し、急傾斜地など危険な場所からできるだけ遠ざかる。また、地盤が緩み、崩れやすくなっている可能性があるため、崖や急傾斜地には近づかないようにする。
防災行政無線	気象情報や断水など、市民の皆さんの生活に影響を与える可能性がある場合などに、いつでも情報をお知らせできる体制になっています。チャイムやサイレンが鳴ったときには、窓を開けるなど少しでも聴きやすくしてください。
防災・行政メール	防災行政無線を補完する形で、気象警報などの配信を行っています。登録については、右記のQRコード又は下記のホームページアドレスから行ってください。 <a href="http://bousaigyousei.aamail.aikis.jp">http://bousaigyousei.aamail.aikis.jp</a> なお、火災放送、一般行政放送等の放送の一部は配信されません。 
防災・行政 ☎ 0120-963-910	テレフォンガイドについては、気象警報等の防災無線放送が聞き取れなかった場合などに活用ください。フリーダイヤルのため通話料金はかかりません。なお、各種行事等の放送の一部は案内されません。
津波一時避難場所	津波一時避難場所とは、津波から身を守るため一時的に避難する高台や避難ビルなどのことです。

項目	内容
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難する施設になります。この施設は土砂災害や洪水、地震等といった災害に対して安全な施設を指定していますので、詳しい内容は市ホームページ等でご確認ください。また、いざというときに備えて、お近くの指定緊急避難場所を確認しておいてください。(22・23 ページ参照)
指定避難場所	指定避難所とは、災害により自宅で生活できなくなった方が一時的に滞在する施設になります。
災害用備蓄品	地震などが発生すると、普段通りの生活ができなくなることが考えられます。水、食料など数日間生活できるだけの備蓄品を備えておきましょう。
非常持ち出し袋	「非常持ち出し袋」の中身は、次のようなものがあると便利です。この他にも、薬など各自で必要なものを取りそろえてください。また、中身も定期的にチェックすることが必要です。 ◇携帯ラジオ及び懐中電灯(予備の乾電池含む) ◇乾パンなどの食料 ◇飲料水 ◇衣類 ◇タオル ◇救急医療セット ◇現金 ◇軍手 ◇履物 ◇ライター(マッチ) ◇ローソク ◇ヘルメットや防災頭巾 ◇笛

### ■指定緊急避難場所

■【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：防災まちづくり課 地域防災係 ◇行政局：総務課 総務係

災害に備えて、次のとおり指定緊急避難場所を設けていますので、各災害に対して安全な施設に避難してください。もし、指定緊急避難場所への避難に危険が伴う場合には、周辺にある安全な場所に避難してください。特に津波から避難する場合は、近くの津波一時避難場所等の高台等に避難してください。なお、主な津波一時避難場所は、田辺市津波ハザードマップに掲載しています。

#### ■本庁管内(旧田辺市)「指定緊急避難場所」

施設名
◇田辺東部小学校 ◇西牟婁総合庁舎 ◇ひがしコミュニティセンター ◇田辺工業高等学校 ◇紀伊田辺駅 ◇明洋中学校 ◇西部センター ◇天理教中紀大教会 ◇もとまち保育所 ◇田辺第三小学校 ◇元町長寿館 ◇田辺スポーツパーク体育館 ◇N T T 西日本田辺別館ビル※ ◇アルティエホテル紀伊田辺※ ◇T K Cビル※ ◇田辺第一小学校 ◇紀南文化会館 ◇田辺市教育研究所 ◇社会福祉センター ◇高雄中学校 ◇紀陽銀行田辺支店※ ◇市民総合センター ◇近畿労働金庫田辺支店※ ◇田辺市医師会館※ ◇県営文里団地2号棟※ ◇田辺第二小学校 ◇田辺高等学校 ◇南紀高等学校 ◇東陽中学校 ◇田辺市文化交流センター(たなべる) ◇稲成小学校 ◇稲成保育所 ◇秋津多目的研修センター ◇豊秋津神社 ◇宝満寺 ◇上秋津農村環境改善センター ◇上秋津中学校 ◇上秋津幼稚園 ◇上秋津小学校 ◇秋津川小学校 ◇竹藪多目的集会所 ◇秋津川公民館 ◇紀州備長炭記念公園 ◇高山寺 ◇万呂コミュニティセンター ◇紀洋団地集会所 ◇会津小学校 ◇長野小学校 ◇東原多目的集会所 ◇旧伏菟野小学校 ◇上野多目的集会所 ◇旧長野中学校 ◇衣笠中学校 ◇三栖小学校 ◇三栖コミュニティセンター ◇城山台集会所 ◇上芳養農村環境改善センター ◇日向保育所 ◇上芳養小学校 ◇上芳養中学校 ◇中芳養小学校 ◇中芳養中学校 ◇特別養護老人ホーム 田辺の郷※ ◇芳養小学校 ◇大坊小学校 ◇芳養公民館 ◇芳養児童センター ◇田辺市体育センター ◇はやぎと保育所 ◇県営西跡之浦団地1号棟※ ◇県営内ノ浦団地3号棟※ ◇新庄中学校 ◇新庄第二小学校 ◇新庄幼稚園 ◇和歌山県立情報交流センター(Big-U) ◇新庄小学校 ◇新庄公民館 ◇芳養地区津波避難タワー

※の施設は、津波からの避難のみに使用する施設になります。

#### ■龍神行政局管内「指定緊急避難場所」

施設名
◇大熊コミュニティセンター ◇龍神会館 ◇龍神高齢者生きがい研修館 ◇湯ノ又地区集会所 ◇龍神小学校 ◇上廣井原集会所 ◇廣井原農林漁家婦人活動促進施設(広栄会館) ◇宮代地区老人憩いの家 ◇丹生ノ川振興館 ◇旧殿原小学校 ◇東地区集会所 ◇上山路小学校 ◇龍神行政局 ◇龍神保健センター ◇龍神市民センター ◇林業者等健康増進センター ◇龍神中学校 ◇中山路小学校 ◇上柳瀬多目的集会所 ◇龍神ドーム ◇下柳瀬地区集会所 ◇白寿荘 ◇咲楽小学校 ◇甲斐ノ川地域防災センター ◇旧甲斐ノ川小学校 ◇小家会館

■中辺路行政局管内「指定緊急避難場所」

施設名
◇北郡集落センター ◇福巖寺 ◇中辺路農山村伝統芸能継承保存館 ◇石船集会所 ◇中辺路郷土文化交流館 ◇天理教富里分教会 ◇峰公民館 ◇小皆公民館 ◇熊野川集会所 ◇澤・水上集会所 ◇下芝会館 ◇下芝多目的集会所 ◇中芝会館 ◇上芝下会館 ◇上芝上会館 ◇中辺路小学校 ◇中辺路中学校 ◇熊野の郷古道ヶ丘体育館 ◇中辺路保健センター ◇中辺路福祉センター ◇中辺路コミュニティセンター ◇内井川集会所 ◇高原多目的集会所 ◇温川多目的研修集会施設 ◇小松原集会所 ◇大川集会所 ◇長寿の館 ◇福定集会所 ◇旧二川小学校 ◇柿平集会所 ◇近露道中集会所 ◇木の下集会所 ◇近野老人憩いの家 ◇大畑会館 ◇裏地集会所 ◇野中老人会館 ◇上地集会所 ◇近野小学校

■大塔行政局管内「指定緊急避難場所」

施設名
◇下附集落会館 ◇大塔ふくしかいかん ◇宇立集会所 ◇能登集会所 ◇向越集会所 ◇大塔体育館 ◇大塔総合文化会館 ◇小川集会所 ◇深谷集会所 ◇旧三川小学校 ◇三川福祉センター ◇面川作業所 ◇緑の学習館 ◇熊野集会所 ◇木守集会所 ◇あすなる木守の郷 ◇五味集会所 ◇山遊館体育館 ◇三川生活改善センター ◇平瀬集会所 ◇旧富里小学校 ◇富里福祉センター ◇とみさと交流館 ◇和田集会所 ◇下川上集会所 ◇上野悠悠館 ◇竹西集会所 ◇富里生活改善センター

■本宮行政局管内「指定緊急避難場所」

施設名
◇土河屋集会所 ◇八木尾集会所 ◇上切原山振センター（上切原集会所） ◇大居集会所 ◇東光院 ◇三里地区地域防災拠点施設 ◇本宮中学校 ◇本宮町民センター ◇上地集会所 ◇渡瀬コミュニティ消防センター ◇下湯川集会所 ◇旧四村川小学校 ◇旧皆地小学校（僻地集会所） ◇大津荷集会所 ◇祐川寺 ◇請川地区地域防災拠点施設 ◇三里小学校 ◇本宮小学校 ◇田代集会所 ◇旧静川小学校 ◇小津荷集会所 ◇高山集会所

## 休日・夜間の医療

休日・夜間に診療している医療機関は、曜日や時間帯によって異なりますのでご注意ください。  
 なお、急な病気やけがをしたとき、救急車を呼んだ方がいいのか、病院を受診すればいいのか迷った場合は「救急安心センター（＃7119）」へ、また、子供の病気に関してどう対処したらいいのか判断に困った場合は「小児救急電話相談（＃8000）」にご相談ください。

■休日・夜間の医療機関等に関するお問合せ

問合せ内容等	問合せ先
夜間の急な子供の病気にどう対処したらいいのか、病院の診療を受けた方が良いのかなど、判断に迷った場合	◇小児救急電話相談（小児科医師・看護師が対応） ・携帯電話、プッシュ回線からの場合 ☎＃8000 ・ダイヤル回線、I P 電話等からの場合 ☎073-431-8000 ※相談受付時間 平日午後7時～翌日午前9時、 <b>㊦</b> ㊧㊨午前9時～翌日午前9時
休日・夜間で診療している医療機関が分からない場合	◇和歌山県広域災害・救急医療情報システム ・インターネットで調べる場合 ※わかやま医療情報ネットを検索してください。 ホームページアドレス (http://www.wakayama.qq-net.jp/qq/men/qqtpmenuult.aspx) ・救急時の医療機関電話案内サービス ☎073-426-1199 ※歯科の診療時間外案内は行っていません。
病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきか、判断に迷った場合	◇救急安心センターサービス 365日24時間体制で、医師・看護師が救急医療相談に対応します。 ・携帯電話、プッシュ回線からの場合 ☎＃7119 ※ダイヤル回線、I P 電話など、電話によってつながらないものもあります。 ・つながらない場合 田辺市消防本部 ☎0739-22-0119

■診療している医療機関

診療を受けたいとき	内容	問合せ先
	◇田辺市とその周辺 内科、小児科、歯科の診療については、田辺広域休日急患診療所（市民総合センター内）で診療を受けてください。 ・受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時（年末年始は除く。） ※内科、小児科、歯科以外の急患診療又は重症患者の診療については、周辺の医療機関（右記参照。田辺広域休日急患診療所を除く。）が輪番制（当番制）で、受入れ態勢をとっていますので、その日の当番病院で診療を受けてください。なお、当番病院については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇田辺広域休日急患診療所 ☎0739-26-4909 ◇紀南病院 ☎0739-22-5935 ◇南和歌山医療センター ☎0739-26-7195 ◇田辺中央病院 ☎0739-24-5333 ◇白浜はまゆう病院 ☎0739-43-6200
㊦㊧の午前、午後（夜間を除く。）	◇新宮市とその周辺 新宮市内の開業医が当番制で急患診療を行っています。また、右記の医療機関に当直の医師がいます。なお、当番医院及び当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇新宮市立医療センター ☎0735-31-3333 ◇那智勝浦町立温泉病院 ☎0735-52-1055 ◇紀南病院 （三重県御浜町阿田和） ☎0597-92-1333 ◇くしもと町立病院 ☎0735-62-7111
	◇御坊市とその周辺 小児科の診療については、北出病院で診療を受けてください。 ・受付時間 午前10時～午後4時 ※小児科以外の急患診療又は重症患者の診療については、周辺の医療機関（右記参照。）が輪番制（当番制）で、受入れ態勢をとっていますので、その日の当番病院で診療を受けてください。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇日高総合病院 ☎0738-22-1111 ◇和歌山病院 ☎0738-23-1506 ◇北出病院 ☎0738-22-2188 ◇整形外科北裏病院 ☎0738-22-3352
	◇田辺市とその周辺 田辺広域休日急患診療所（市民総合センター内）で診療を受けてください。 ・受付時間 午後6時～9時30分（㊨、年末年始を除く。）	◇田辺広域休日急患診療所 ☎0739-26-4909
㊩の午後・夜間の小児科	◇御坊市とその周辺 日高総合病院、北出病院、御坊市の開業小児科専門医が輪番制（当番制）で、受入れ態勢をとっていますので、その日の当番病院で診療を受けてください。 ・受付時間 午後3時～7時30分（㊨を除く。） なお、当番病院については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇日高総合病院 ☎0738-22-1111 ◇北出病院 ☎0738-22-2188
㊩の午後・夜間 ㊦㊧の夜間	◇田辺市とその周辺 右記の病院が、輪番制（当番制）で、受入れ態勢をとっていますので、その日の当番病院で診療を受けてください。なお、当番病院については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇紀南病院 ☎0739-22-5935 ◇南和歌山医療センター ☎0739-26-7195 ◇田辺中央病院 ☎0739-24-5333 ◇白浜はまゆう病院 ☎0739-43-6200

診療を受けたいとき	内容	問合せ先
④の午後・夜間 ⑤⑥の夜間	◇新宮市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇新宮市立医療センター ☎0735-31-3333 ◇那智勝浦町立温泉病院 ☎0735-52-1055 ◇紀南病院 （三重県御浜町阿田和） ☎0597-92-1333 ◇くしもと町立病院 ☎0735-62-7111
	◇御坊市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇日高総合病院 ☎0738-22-1111 ◇和歌山病院 ☎0738-23-1506 ◇北出病院 ☎0738-22-2188 ◇整形外科北裏病院 ☎0738-22-3352
平日の夜間	◇田辺市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇紀南病院 ☎0739-22-5935 ◇南和歌山医療センター ☎0739-26-7195 ◇田辺中央病院 ☎0739-24-5333 ◇白浜はまゆう病院 ☎0739-43-6200
	◇新宮市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇新宮市立医療センター ☎0735-31-3333 ◇那智勝浦町立温泉病院 ☎0735-52-1055 ◇紀南病院 （三重県御浜町阿田和） ☎0597-92-1333 ◇くしもと町立病院 ☎0735-62-7111
	◇御坊市とその周辺 右記の病院に当直の医師がいます。なお、当直医師の専門科目等については、和歌山県広域災害・救急医療情報システム（☎25 ページ参照）又は田辺市消防本部（代表☎0739-22-0119）へお問い合わせください。	◇日高総合病院 ☎0738-22-1111 ◇和歌山病院 ☎0738-23-1506 ◇北出病院 ☎0738-22-2188 ◇整形外科北裏病院 ☎0738-22-3352

## 各種相談

日常生活でお困りのことなどをお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守されます。一部の相談については行政局でも行っています。日時・場所等の詳細については、担当までお問い合わせください。

種類	内容	問合せ先
市民法律相談 ※	弁護士が、契約関連、相続など法律に関する相談に応じます。	◇自治振興課 市民生活係 ☎0739-26-9911
市民・消費生活相談 ※	消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。	
行政相談 ※	行政相談委員が、国・県・市・特殊法人等の行政に対する相談に応じます。	
人権相談	人権に関する相談に応じます。	◇田辺市人権擁護連盟（人権推進課内） ☎0739-26-9912
女性電話相談	女性が抱えるいろいろな悩みに女性相談員が電話で相談に応じます。	◇田辺市男女共同参画センター 専用☎0739-26-4919
生活相談 （生活困窮者自立支援）	生活の困りごとについて、相談に応じ、問題の解決、自立に向けた支援を行います。	◇生活相談センター ☎0739-33-7641
子育てテレホン相談	子育ての悩みについて電話で相談に応じます。	◇地域子育て支援センター愛あい （もとまち保育所内） 専用☎0739-22-9285
家庭児童相談	家庭における児童の養育及び福祉についての相談に応じます。	◇家庭児童相談室 ☎0739-26-4926
介護相談	在宅で支援を必要とする高齢者やその家族を対象に、介護等に関する相談に応じます。	◇やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 ☎0739-26-9906 ◇龍神地域型地域包括支援センター ◇中辺路地域型地域包括支援センター ◇大塔地域型地域包括支援センター ◇本宮地域型地域包括支援センター
ひきこもり相談	ひきこもりの状態にある青少年とその家族からの相談に応じます。	◇健康増進課 健康管理係 ☎0739-26-4901 専用☎0739-26-4933 E-mail shc@city.tanabe.lg.jp
健康相談 ※	保健師又は看護師が健康について相談に応じます。	◇健康増進課 健康管理係 ☎0739-26-4901 E-mail kenkou@city.tanabe.lg.jp
子育て相談※	保健師又は助産師が妊娠・子育てに関する心配事や相談に応じます。	◇健康増進課 母子保健係 ☎0739-26-4901 ◇母子健康包括支援センターたなっこ（健康増進課内） ☎0739-33-7115 携帯☎080-2529-3198 E-mail kenkou@city.tanabe.lg.jp
教育相談	不登校やいじめ、その他子育てなど、様々な悩みを抱えた子どもや保護者、市民の相談に応じます。	◇田辺市教育研究所 ☎0739-25-1511
いじめホットライン いじめ相談ダイレクトメール	いじめに関する相談を電話とEメールで応じます。	◇田辺市教育研究所 ☎0739-25-1511 専用☎0739-26-3224 E-mail（学校教育課） ijime110@city.tanabe.lg.jp
発達障害児（者）相談 ～はなまる相談～	自閉症、学習障害等の発達障害のある障害児（者）及び保護者を対象として相談に応じます。	◇田辺市障害児者相談支援センター「ゆめふる」 ☎0739-26-4923 ※事前予約必要
外国人相談	外国人の方の日常生活に関する相談に応じます。（英語のみ対応）	◇田辺市国際交流センター ☎0739-33-9019

※は行政局でも行っています。

# 子育て・教育

## 赤ちゃん・子供

### ■妊娠したとき・お子さんが生まれてから

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

妊娠かなと思ったら早めに受診し、窓口で母子健康手帳の交付を受けてください。  
また、妊婦の健康と安全な出産のため、各種事業を実施しています。

種類	内容
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により、母子健康手帳を交付します。手帳は、妊娠・出産・育児に関する健康記録を保存し、また、出生届、予防接種や健診等の際に必要です。交付時に、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査についてお知らせします。最寄りの担当窓口にお越しください。(代理の方でも可)
マタニティスクール	妊婦とその夫、援助者を対象に、マタニティスクールを開催しています。妊娠中の栄養や体操・口腔衛生・母乳育児・お産に備えての準備などを学びます。マタニティスクールの間、お子さんの保育を希望される方は、開催日の10日前までにご連絡ください。 ※日程等はお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。
パパママ教室	これからパパとママになる方を対象に、パパママ教室を開催しています。親となるための心構え、パパの妊婦体験、赤ちゃんの育て方やお風呂の入れ方などを学習します。 ※日程等はお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。
妊婦訪問	妊婦には希望や必要に応じ、助産師又は保健師による訪問を行っています。 ご希望の方は、最寄りの担当窓口までご連絡ください。

お母さんの健康と、お子さんの健やかな成長のため、次のような事業を実施しています。

種類	内容
養育支援訪問事業	出産後おおむね1年以内で養育者が体調不良等のため、家事や育児が困難で昼間の支援者がいないなどで養育支援が必要であると判断した家庭に対しヘルパー等を派遣して支援を行います。詳しくは、子育て推進課 こども家庭係 (☎5ページ参照) までお問い合わせください。
こんにちは赤ちゃん事業(産婦新生児訪問又は未熟児訪問)	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に助産師又は保健師等が訪問し、子育て情報の提供や相談に応じます(無料)。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。 ※体重2500g未満の赤ちゃんが生まれた場合は「低体重児出生届」を提出してください。
産後ケア	出産後4か月未満の母親と赤ちゃんに対して、心身の不調や育児支援の不足がある場合などに、産科医院や助産所でお世話が受けられます。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。(自己負担あり)
すくすく教室	すくすく教室では、育児方法や離乳食の進め方などを学びます。対象者は初めて親になった方で、生後2～5か月の赤ちゃんとその保護者です。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。

### ■健康診査・育児相談

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

お子さんの健やかな成長のため、次のとおり乳幼児健康診査と乳幼児相談を実施しています。  
日時や実施場所等は、対象者に個別通知します。

種類	内容
乳幼児健診	◇4か月児健診 ◇6～7か月児健診 ◇1歳6か月児健診(歯科健康診査も行います。) ◇3歳6か月児健診(歯科健康診査と視力、聴覚のアンケートも行います。)
乳幼児相談	◇10～12か月児相談 ◇2歳児相談 ◇5歳児アンケート

### ■予防接種

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

各種予防接種のご案内は、対象者に個別通知しています。  
なお、田辺市に転入されたお子さんで、まだ受けていない予防接種がある場合は、お子さんの母子健康手帳をご確認の上、担当窓口までご連絡ください。  
また、市内で受けられない場合は、担当窓口までお問い合わせください。

### ■不妊治療費助成事業

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

種類	内容
一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療に要した費用を年度につき5万円を上限に助成します。対象となる方の要件等、詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用を助成します。和歌山県特定不妊治療費助成事業の助成を受けた田辺市民の方が対象となります。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。

### ■未熟児養育医療の給付

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係・庶務係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

種類	内容
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市・国が負担する制度です。未熟児養育医療を受けることができるのは、全国の指定医療機関での治療に限られます。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。

市役所の業務  
市役所案内  
市役所の主な窓口  
緊急時や困ったとき  
子育て・教育  
健康・医療・福祉  
住まいと暮らし  
生涯学習・市民活動  
市議会・選挙

市役所の業務  
市役所案内  
市役所の主な窓口  
緊急時や困ったとき  
子育て・教育  
健康・医療・福祉  
住まいと暮らし  
生涯学習・市民活動  
市議会・選挙



## ■子供の医療費

【取扱い窓口・問合せ先 [☎ 4・7 ページ参照](#)】

◇本庁舎：保険課 医療係      ◇行政局：住民福祉課 住民係

種類	内容
子ども医療費助成制度	子供の保険診療の自己負担分を助成する制度です。(38 ページ参照)
ひとり親家庭等医療費助成制度	配偶者のいない方等で、18 歳以下（その年齢に達した後の最初の 3 月 31 日まで）の子供を扶養している方、及びその子供の保険診療の自己負担分を助成する制度です。(38 ページ参照)

## ■児童手当

【取扱い窓口・問合せ先 [☎ 4・7 ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係      ◇行政局：住民福祉課 住民係

家庭生活の安定と、次世代を担う児童の健全な育成のため、次のような手当の制度があります。

種類	内容	手続の方法や必要なもの		
児童手当	出生から中学校修了前（15 歳になった後の最初の 3 月 31 日）までの児童を養育している方に支給されます。所得制限がありますので、限度額を超えた場合は、特例給付となります。	出生や転入のときなど	認定請求	印鑑、金融機関の口座番号、健康保険被保険者証の写し、通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）
		第 2 子以降が出生した場合等	額改定請求（届）	印鑑
		転出等により受給要件が消滅したとき	受給事由消滅届	印鑑

※一部手続では、マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス <http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html>）内の子育てワンストップサービスを利用し、サービスの検索や電子申請が可能です。  
※手続にはその他の書類が必要な場合もあります。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

## ■児童扶養手当

【取扱い窓口・問合せ先 [☎ 4・7 ページ参照](#)】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係      ◇行政局：住民福祉課 住民係

18 歳以下（一定の障害のある場合は 20 歳未満）の児童で、父又は母がいない家庭、若しくは父又は母が一定の障害の状態にある家庭などについて、その児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。相談や手続等については、窓口までお問い合わせください。

## ■地域子育て支援センター

【取扱い窓口・問合せ先】

◇田辺市地域子育て支援センター 愛あい（もとまち保育所内）（☎ 0739-22-9285）

◇田辺市地域子育て支援センター ちかの（ちかの保育園内）（☎ 0739-65-0204）

地域子育て支援センターは、子育てに関する相談、指導、情報の収集と提供、子育てサークルや子育てボランティア等の育成や支援などを行う施設です。また、センターでは年間を通して多彩な事業を開催しています。子育てに関する相談や事業などの詳細については、各センターまでお問い合わせください。

## ■ファミリーサポートセンター

【取扱い窓口・問合せ先】

◇田辺市ファミリーサポートセンター きっずぱーく（☎ 0739-26-5486）

ファミリーサポートセンター事業は、子育てサポートをしてほしい方の要望に応じて、お手伝いできる方を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育て支援システムです。会員登録の方法や利用料金など詳細については、ファミリーサポートセンター「きっずぱーく」までお問い合わせください。

## ■児童館

【取扱い窓口・問合せ先】

◇芳養児童センター（☎ 0739-24-5485）

◇末広児童館（☎ 0739-23-1892）

◇天神児童館（☎ 0739-24-5323）

児童館では、学校・家庭・地域社会と連携を図り、地域における子供の遊び場であり、安心できる居場所づくりに努めています。また、就学前の乳幼児と保護者が自由に集える場（フリースペースちびっこ）として、専用の部屋を設け、子育て支援も行っています。利用等の詳細については、各児童館までお問い合わせください。

## ■保育所

【取扱い窓口・問合せ先 [☎ 5・7 ページ参照](#)】

◇市民総合センター：子育て推進課 保育係      ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

保育所は、児童の保護者及び同居の親族等が仕事や病気などの事情で保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。田辺市には次のとおり、公立の保育所が 17、私立の保育所が 8 あります。

4 月からの入園は、前年の 10 月から 11 月にかけて申込みを受け付けます。年度途中の申込みは随時受け付けています。

保育料は、保護者の市民税額に応じて決まります。

入園申込み等の詳細については、窓口までお問い合わせください。

区分	保育所名	定員	保育実施年齢	住所	問合せ
公立	牟婁保育所	90 人	1 歳児から	江川 16-1	☎ 0739-22-3020
	みどり保育所	90 人	0 歳児から	末広町 7-22	☎ 0739-22-3246
	もとまち保育所	130 人	0 歳児から	天神崎 3-28	☎ 0739-24-6062
	はやざと保育所	60 人	0 歳児から	芳養町 1774-9	☎ 0739-25-0263
	稲成保育所	100 人	0 歳児から	稲成町 701-22	☎ 0739-24-4570
	日向保育所	90 人	1 歳児から	上芳養 992-1	☎ 0739-37-0014
	秋津川保育所	30 人	2 歳児から	秋津川 639	☎ 0739-36-0243
	湯ノ又保育園	20 人	2 歳児から	龍神村湯ノ又 200-3	☎ 0739-79-0120
	東保育園	40 人	2 歳児から	龍神村東 193	☎ 0739-78-0399
	柳瀬保育園	40 人	2 歳児から	龍神村柳瀬 18-4	☎ 0739-77-0914
	くりすがわ保育園	80 人	1 歳児から	中辺路町栗栖川 483-1	☎ 0739-64-0113
	ちかの保育園	30 人	1 歳児から	中辺路町近露 1181	☎ 0739-65-0204
	あゆかわ保育園	90 人	0 歳児から	鮎川 2596-1	☎ 0739-48-0153
	みかわ保育園	休園中			
とみさと保育園	休園中				
私立	ひまわり保育園	30 人	2 歳児から	本宮町大居 3368	☎ 0735-43-0213
	たんぼぼ保育園	30 人	2 歳児から	本宮町耳打 490	☎ 0735-42-0323
	いずみ保育園	90 人	0 歳児から	高雄三丁目 35-21	☎ 0739-24-0002
	芳養保育所	60 人	0 歳児から	芳養松原一丁目 2-22	☎ 0739-22-3197

# 教育

## ■市立幼稚園

【取扱い窓口・問合せ先 9 ページ参照】  
 ◇市民総合センター：学校教育課 指導係

田辺市では、幼稚園を4園設置しています。入園できる幼児は、田辺市に在住する4歳児・5歳児です。通園区域は下表のとおりですが、定員に満たないときは隣接地域及びその他の地域からも入園できます。

入園手続については、各幼稚園又は学校教育課へお問い合わせください。なお、私立の幼稚園については、直接それぞれの園へお問い合わせください。

幼稚園名	住所	通園区域	隣接区域	問合せ先
新庄幼稚園	新庄町 1437	新庄小・新庄第二小学校区	東山・あけぼの・新万・南新万・朝日ヶ丘	☎ 0739-22-3826
三栖幼稚園	中三栖 147-5	三栖小・長野小学校区	上万呂・中万呂・下万呂・新万・朝日ヶ丘	☎ 0739-34-0104
上秋津幼稚園	上秋津 4524-4	上秋津小・長野小学校区	秋津町・秋津川	☎ 0739-35-0330
中芳養幼稚園	中芳養 1870-1	中芳養小学校区	芳養町・上芳養・稲成町	☎ 0739-24-0510

## ■市立小・中学校

【取扱い窓口・問合せ先 9 ページ参照】  
 ◇市民総合センター：学校教育課 学事係 ◇各教育事務所

新入学児・生徒には入学する日の2か月前までに入学通知書（就学通知書）をお届けします。次のようなときは、窓口又は入学する学校へ早めにお申し出ください。

- ◇入学通知書（就学通知書）が届かないとき
  - ◇住所などに変更があったとき
  - ◇病気などの理由で就学に差し支えるとき
  - ◇国立、県立、私立学校等に入学するため、通知書で指定された市立学校に入学しないとき
  - ◇特殊事情により就学校の変更を希望するとき
- ※就学すべき学校は住民基本台帳により指定したのですが、入学後実際と違った届けをしていたり、現住地でない校区の学校へ入学していたりすると、すぐ現住地の校区の学校に転入していただきます。

転入・転出などにより、小・中学校を変わる時は、次の手続をしてください。

種類	内容
他の市町村から田辺市へ転入するとき (市内で転校するときも同じです。)	①在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。 ②市民課で転入（転居）手続をした後、①の書類をお持ちの上、市民総合センターの学校教育課又は各教育事務所までお越しください。そこで、転入学通知書を発行しますので、①の書類と一緒に転入する学校へ提出してください。
田辺市から他の市町村へ転出するとき	在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。 新しく居住する市町村への転入手続のときにお持ちいただき、転校の手続を行ってください。

区分	保育所名	定員	保育実施年齢	住所	問合せ
私立	扇ヶ浜保育所	40人	0歳児から	上屋敷二丁目 14-25	☎ 0739-22-8451
	会津保育所	120人	0歳児から	秋津町 206-4	☎ 0739-22-3021
	あゆみ保育所	120人	0歳児から	文里二丁目 7-13	☎ 0739-22-6800
	わんぱく保育所	80人	0歳児から	新庄町 2222-1	☎ 0739-81-2666
	こどものへや保育園	90人	0歳児から	明洋二丁目 23-38	☎ 0739-25-2126
	まるみ保育所	130人	0歳児から	中万呂 519-1	☎ 0739-33-9911

## ■認定こども園

認定こども園とは、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。

※1号（幼稚園部）の利用は、施設に直接申し込んでいただくこととなります。2・3号（保育部）は、子育て推進課保育係までお問い合わせください。

区分	施設名	定員	保育実施年齢	住所	問合せ
私立	うえのやま学園 認定こども園	90人(幼) 90人(保)	0歳児から	古尾 17-1	☎ 0739-22-3751
	認定こども園 立正幼稚園	90人(幼) 140人(保)		東陽 16-45	☎ 0739-22-6400

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

## ■就学者への支援

【取扱い窓口・問合せ先 9 ページ参照】

◇市民総合センター：学校教育課 学事係、教育総務課 庶務係 ◇各教育事務所

教育費についてお困りの家庭を援助する制度を次のとおり設けています。

区分	内容
私立幼稚園就園奨励費補助事業	家庭の所得状況等に応じて保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園の設置者が保育授業料を減免する場合に、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいた交付金を設置者に交付し、保護者に還元する制度です。 ※対象者となるには、所得制限等があります。詳しくは、学校教育課 学事係までお問い合わせください。
修学奨学金	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により、高校等（専修学校含む）、大学等（短期大学含む）への修学が困難な者に奨学金を貸与する制度です。 ※対象者となるには、所得制限等があります。 ※この他にも民間による奨学金制度があります。詳しくは、教育総務課 庶務係、各教育事務所までお問い合わせください。
通学費補助事業（小・中学生）	遠隔地通学児童生徒の負担を軽減するため、交通費を補助する制度です。 ※詳しくは、学校教育課 学事係、教育事務所までお問い合わせください。
高等学校通学費等助成金	御坊市以南の高等学校等への通学等に要する経費の一部を給付する制度です。 ※対象者となるには、所得制限等の条件があります。詳しくは、教育総務課 庶務係、各教育事務所までお問い合わせください。
小中学校就学援助事業	経済的に困窮している世帯の児童生徒に学用品費、修学旅行費、新入学生用品費等の一部や学校給食費を支給する制度です。 ※受給できる保護者には所得等一定の基準があります。詳しくは、お子さんが通学している学校までお問い合わせください。
特別支援学校就学奨励費補助事業	県立の特別支援学校（盲・ろう・支援学校）に在籍している生徒の保護者に就学奨励費を補助する制度です。 ※詳しくは、教育総務課 庶務係までお問い合わせください。

## ■学童保育所

【取扱い窓口・問合せ先 5 ページ参照】

◇市民総合センター：子育て推進課 保育係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

学童保育所は、保護者等が働いていたり、病気療養中などの理由で、学校から帰宅しても保護者等が家にいない児童が過ごす場所です。

現在、14の小学校区に学童保育所を設けています。入所等の手続については、窓口までお問い合わせください。

区分	内容
対象児童	◇次の小学校に通う、小学校1年生から3年生までの児童 ※春・夏・冬休みの長期休暇のみ定員に空きがあれば、4年生以上の児童も利用できます。 田辺第三小学校…西部学童保育所 芳養小学校…芳養学童保育所 会津小学校…会津学童保育所 田辺東部小学校…ひがし学童保育所 田辺第二小学校…なんぶ学童保育所 三栖小学校…三栖学童保育所 稲成小学校…稲成学童保育所 上秋津小学校…上秋津学童保育所 田辺第一小学校…中部学童保育所 鮎川小学校…鮎川学童保育所 中芳養小学校…中芳養学童保育所 新庄小学校…わんぱく学童保育所 新庄第二小学校…新庄第二学童保育所 中辺路小学校…中辺路学童保育所 ※校区外通所の受付もしています。詳しくは、窓口までお問い合わせください。 ※わんぱく学童保育所（☎0739-81-2666）の入所等の手続については、直接わんぱく学童保育所にお問い合わせください。
保育時間	放課後～午後6時30分（午後5時以降は必ずお迎えが必要です。） ※春・夏・冬休み等の休校日は午前8時～午後6時30分
保育実施日	◇毎週①～④（⑤、⑥、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休業日です。） ※第3④以外の④は、ひがし学童保育所のみ開所。別料金（月額1800円）が必要ですが、市内の学童保育所に在所している児童が利用できます。
保育料	月額8000円。同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、2人目から半額 ※所得に応じた、減免措置があります。
申込み	◇4月からの入所…前年の10～12月にかけて受け付けます。 ◇途中からの入所…随時受け付けます。（定員に空きのない場合、お待ちいただくことになります。）

市役所の業務

市役所案内

窓 市役所の主な

困 緊急時や

子 子育て・教育

福 健康・医療・

暮 住まいと

市 生涯学習・

市 議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

窓 市役所の主な

困 緊急時や

子 子育て・教育

福 健康・医療・

暮 住まいと

市 生涯学習・

市 議会・選挙

# 健康・医療・福祉

## 各種検診一覧・健康に関する相談

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・5・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 庶務係 ◇市民総合センター：健康増進課 健康管理係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査である特定健康診査・特定保健指導を医療保険者（国保等の保険者）が行っています。

対象者	受診方法	検査内容
40～74歳の方	医療保険者（国保等の保険者）が実施する特定健診を受診してください。（被扶養者の方も医療保険者で受診してください。）※医療保険者は保険証に記載されていますので確認の上、当該保険者にお問い合わせください。	①問診 ②計測 {身長・体重・腹囲（75歳以上の方は測定しない。）} ③理学的検査（医師の診察） ④血圧測定
75歳以上の方	和歌山県後期高齢者医療広域連合が健診を実施します。広域連合から通知が届きますので、通知に従ってお申し込みの上、指定の医療機関を受診してください。	⑤尿検査 ⑥血液検査 ⑦心電図

田辺市では次のとおり、各種検診事業を実施しています。  
集団検診の日程及び実施場所・実施医療機関は、4月中旬に送付する検診案内又はホームページ（[http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/kensin\\_syudan.html](http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/kensin_syudan.html)）でご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

検診名	項目
集団検診	特定健診、肝炎ウイルス検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
医療機関検診 ※実施医療機関へ直接申し込み、受診してください。	特定健診、肝炎ウイルス検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肺がん低線量CT検診、歯周病検診（県内委託歯科医療機関）
健康ドック	診察、計測（身長・体重・腹囲）、血圧測定、血液検査、心電図、検尿、胃X線又は胃内視鏡検査、胸部X線、便潜血検査、腹部超音波検査を全て受診 ※男性のみPSA（前立腺特異抗原）も含む。

※検診の項目等により自己負担金が必要となります。  
※検診は、集団又は医療機関のいずれか一方で、年度内に1回（胃がん・子宮頸がん・乳がん検診は隔年に1回）、肝炎ウイルス検診は、過去に市実施の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方が受診できます。  
※対象となる方は、胃がん検診は50歳以上、大腸がん・肺がん・乳がん・肝炎ウイルス検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上、肺がんCT検診は55・60・65歳（事前申請必要）、特定健診は田辺市国民健康保険の加入者で40歳以上、健康ドックは加入保険者による人間ドック等を受けることができない40歳以上（事前申請必要）、歯周病検診は40・50・60・70歳の方となります。  
※対象となる方には、4月中旬に各種検診受診券を同封した案内を送付します。転入又は紛失された方はお問い合わせください。

### ■健康チェック補助金

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 庶務係・医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

国保では、被保険者の皆さんが自分で行う健康管理をお手伝いするため、健康チェック補助金制度を実施しています。この制度では、16歳以上（実施年度末時点の年齢）の被保険者を対象に、国保が契約している医療機関で人間ドック・脳検査・骨粗しょう症検査を受けたときの検査費用の85%を補助します。  
※脳検査の補助を受ける場合、同一年度に特定健康診査又は国保人間ドックを受けることが条件となります。  
※本市が実施する特定健診、がん検診（胃・大腸・肺）、肺がん低線量CT検診と重複して受けることはできません。

### 手続

- ①保険課 庶務係で健康チェック補助金の交付申請をして、健康チェック補助券を受け取ります。（国保の保険証と印鑑、人間ドックを受診する方で40歳以上の方は特定健診受診券と各種検診受診券が必要です。）
- ②病院に検査日を予約します。
- ③予約日に健康チェック補助券と国保の保険証、自己負担額をお持ちいただき、検査を受けてください。（受けることができる医療機関及び費用等については、担当窓口までお問い合わせください。）

※後期高齢者医療被保険者の方も、国保健康チェック補助金制度と同様の人間ドックと脳検査を受けることができます。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

## 医療費助成制度

### ■医療費助成制度

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

次のとおり、医療費について各種助成制度を設けています。

種類	内容	対象者等	手続に必要なもの
子ども医療費助成制度	乳幼児の入院・通院に係る保険診療の自己負担分を助成する制度です。	小学校就学前の子供	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
	児童の入院・通院に係る保険診療の自己負担分を助成する制度です。	小学生及び中学生（6歳に達する日後、最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供）	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
ひとり親家庭等医療費助成制度	当該医療制度対象者の保険診療の自己負担分を助成する制度です。	配偶者のいない方等で、18歳以下（その年齢に達した後の最初の3月31日まで）の子供を扶養している方及びその子供	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇児童扶養手当証書 ◇遺族年金証書等 ◇「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
老人医療費助成制度	67～69歳で受給資格要件に該当する方の保険診療の自己負担分の一部を助成する制度です。	67～69歳の方（67歳になる誕生月の初日から該当します。） ※収入等の要件があります。	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇収入額が分かるもの（本人、世帯員） ◇「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
重度障害者等医療費助成制度	身体等に重度の障害がある方の保険診療の自己負担分を助成する制度です。ただし、身体障害者手帳3級の方については入院時のみの助成となります。	身体障害者手帳（1・2・3級）をお持ちの方、療育手帳Aをお持ちの方、特別児童扶養手当（1級）を受給されている方で、65歳までに重度障害者等に認定された方のみに限られます。ただし、平成18年7月31日以前に既に支給対象となっている方については、65歳以上でも従来どおり受給資格をお持ちいただけます。	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇身体障害者手帳 ◇療育手帳 ◇特別児童扶養手当証書 ◇「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び本人確認書類」
精神障害者医療費助成制度	自立支援医療（精神障害者通院医療）（49ページ参照）を受けた際の自己負担額（公費適用内）を市で助成します。		◇印鑑（認印可） ◇自立支援医療受給者証

※手続には上記以外の書類が必要な場合もあります。また、所得制限等（子ども医療費助成制度を除く。）がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

# 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者にかかる医療費を社会全体で支え合うための制度です。運営主体は県下の全市町村が加入する和歌山県後期高齢者医療広域連合ですが、田辺市では被保険者証の引渡し、各種申請書の受付や保険料の徴収などの窓口業務を担当しています。

## ■対象となる方

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎ 073-428-6688

原則として次の方が後期高齢者医療制度の対象となります。

対象者
◇ 75 歳以上の方（75 歳の誕生日から資格取得）
◇ 65 ～ 74 歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）

## ■マイナンバー記載について

平成 28 年 1 月 1 日から、保険課窓口では各種交付及び給付申請書等に個人番号を記載していただきます。また、その際には本人確認書類が必要となりますので、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び顔写真入りの本人確認書類等」をご持参ください。

## ■保険料

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 保険税係・収納係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

保険料は、和歌山県後期高齢者医療広域連合で決定します。

区分	内容
納める方	被保険者の一人ひとりに納めていただきます。
年間保険料額	被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した金額となります。年間保険料額には、賦課限度額が設定されています。
保険料の軽減	所得の少ない方は世帯主と被保険者の所得に応じて、均等割額が軽減されます。
納める方法	原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額がその年金額の 2 分の 1 を超える方については、納付書や口座振替による納付となります。なお、特別徴収の対象となる方は、特別徴収から口座振替による納付に変更することができます。

## ■医療の給付

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

医療給付の種類は、出産育児一時金を除き、国保と同じです。（20・38 ページ参照）

## ■患者負担

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

医療機関の窓口では、かかった費用の 1 割（現役並み所得者の方は 3 割）を支払っていただきます。

窓口負担は、本人や世帯員の所得に応じて月ごとの限度額が設けられており、限度額を超えた場合は高額療養費が支給されます。

また、同一の医療機関でお支払いいただく月ごとの負担額は、外来・入院それぞれの限度額までとなります。ただし、市民税非課税世帯に属する方及び課税所得 690 万円未満・現役並み所得者については、それぞれ「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額認定証」の申請が必要です。

## 【月ごとの負担の限度額】

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	課税所得 690 万円以上	25 万 2600 円＋（医療費 -84 万 2000 円）× 1% 〈14 万 100 円〉
	課税所得 380 万円以上	16 万 7400 円＋（医療費 -55 万 8000 円）× 1% 〈9 万 3000 円〉
	課税所得 145 万円以上	8 万 100 円＋（医療費 -26 万 7000 円）× 1% 〈4 万 4400 円〉
一般	1 万 8000 円 （年間上限 144,000 円）	5 万 7600 円 〈4 万 4400 円〉
低所得者Ⅱ	8000 円	2 万 4600 円
低所得者Ⅰ		1 万 5000 円

※保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療が対象となります。

※入院の食事代・差額ベッド代・保険対象外の費用等は含みません。

※同一の医療機関でも、外来と入院、医科と歯科は別々の取扱いとなります。

※〈 〉内の金額は、多数該当（過去 12 か月以内に、3 回以上高額療養費の支給を受け 4 回目の支給に該当）の場合。※低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。（保険課窓口にて申請が必要です。）

※課税所得 690 万円未満の現役並み所得者の方は、医療機関に「限度額適用認定証」を提示する必要があります。（保険課窓口にて申請が必要です。）

## ■高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の被保険者において、後期高齢者医療制度の一部負担金額と介護保険の利用負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額（下表）を超えるときは、その超えた分が払い戻されます。

## 【1 年間の負担の限度額】

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得者	課税所得 690 万円以上	212 万円
	課税所得 380 万円以上	141 万円
	課税所得 145 万円以上	67 万円
一般	56 万円	
市町村民税非課税の世帯に属する方	31 万円	
上記のうち年金受給額 80 万円以下等の方	19 万円	

※ 8 月から翌年 7 月末まで（計算期間）の自己負担額で計算します。

※支給対象となる方には、計算期間後に申請案内を通知します。

# 介護保険

## ■被保険者と保険料の納付方法

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 保険税係・収納係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

介護保険制度は、40歳以上の国民が保険料を負担し、介護を必要とされる本人やその家族が抱えている介護の負担を社会全体で支えるための制度です。該当者と保険料の納付方法は次のとおりです。

被保険者	対象者	保険料と納付方法
第1号被保険者	市内に住んでいる65歳以上の方	保険料は前年中の所得や課税年金収入額、世帯の当年度の市民税課税状況によって決まります。納付方法は原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方については普通徴収（納付書又は口座振替による納付）により納めていただきます。 ※介護保険料については、特別徴収から口座振替への変更はできません。
第2号被保険者	市内に住んでいる40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方	保険料は加入している医療保険の計算方法を基に決められ、その保険料（税）と一緒に納めていただきます。

## ■介護サービスの利用方法

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 介護保険係・地域包括支援センター係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

介護サービスを利用するためには、次のような手続が必要となります。

申請手順	内容
①要介護・要支援認定の申請	介護サービスを利用するときは、まず介護認定申請が必要です。介護保険の被保険者証をお持ちの上、担当窓口で申請手続を行ってください。
②認定調査の実施	市の職員（認定調査員）が申請者の居宅や入院先の病院等を訪問して、日常生活の動作や心身の状態などを調査します。調査では、「能力」「介助の方法」「障害や現象（行動）の有無」などの74項目についての調査を行います。この認定調査結果を基にして、要介護認定等基準時間の算定を行い、一次判定が行われます。
③認定審査会	認定審査会では、調査員の特記事項及び主治医意見書に基づき、通常の例に比べ介護の手間がより「かかる」「かからない」の視点で審査し、二次判定が行われます。
④要介護・要支援認定結果の通知	市では、認定審査会の判定に基づいて、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の介護度を認定し、「要介護・要支援認定結果通知書」により、申請者本人に通知します。
⑤介護（予防）サービス計画の作成	要介護認定結果により、介護（予防）サービス計画（ケアプランと言います。）を作成します。ケアプランは、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所（ケアマネジャー事業所）において、申請者の希望を尊重しつつ、心身の状況に応じたものを作成していただきます。また、このケアプランの作成と事業所との利用契約などの手続は、担当するケアマネジャーが行いますのでお気軽にご相談ください。
⑥サービスの利用	ケアプランに基づいて、訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）などの介護サービスを利用することになります。
⑦介護認定の更新	認定された介護度の有効期間は、要介護・要支援認定結果通知書に記載されています。引き続いて介護サービスの利用を希望される場合は、認定更新の手続が必要になりますが、市では、調査員が直接本人や家族に連絡をして更新調査を行うこととしています。

## ■介護サービスが利用できる方

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 介護保険係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

次のような方が、介護サービスを利用できます。

被保険者	対象者
65歳以上の方（第1号被保険者）	寝たきりや認知症のため、入浴・排せつ・食事等の日常動作において常に介護が必要な方や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要な方
40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）	初老期における認知症、脳血管疾患など老化に伴う16種類の特定疾病によって要支援・要介護状態となった方

## ■こんなときには届出を

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇三川・富里連絡所

65歳以上の方や、40歳から65歳未満の要介護認定を受けている方が、田辺市へ転入したときや、田辺市から転出するときの手続は、次のとおりです。

区分	手続の方法	
田辺市へ転入したとき	転入前の市町村で要介護認定を受けている方	担当窓口で転入届をするときに、転入前の市町村で交付された受給資格証明書を提出してください。転入前の市町村で受給資格証明書を交付されていない方は、転入届をするときに担当窓口へ申し出てください。
	要介護認定を受けていない65歳以上の方	担当窓口で転入の手続をしてください。被保険者証を後日送付します。
田辺市から転出するとき	要介護認定を受けている方	担当窓口で転出届をするときに、被保険者証を返納してください。受給資格証明書を交付しますので、転出先市町村の担当課の窓口へ提出してください。
	要介護認定を受けていない65歳以上の方	担当窓口で転出届をするときに、被保険者証を返納してください。

# 高齢者福祉

## ■日常生活支援総合事業の利用方法

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 高齢福祉係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

日常生活支援総合事業（総合事業と言います。）のサービスを利用するためには、次のような手続が必要となります。

申請手順	内容
①総合事業にサービス利用相談	介護認定で要支援の認定をされていない方は、地域包括支援センターの窓口でご相談してください。
②基本チェックリストの実施	地域包括支援センター窓口で基本チェックリストにお答えいただいた結果で事業対象者に当たるか判断させていただきます。
③サービス計画の作成	事業対象者と要支援と認定されている方は、地域包括支援センター等の居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）が、状態に応じたサービス計画（ケアプランと言います。）を作成します。
④サービスの利用	ケアプランに基づいて、総合事業の第1号訪問事業（ホームヘルプ）、第1号通所事業（デイサービス）などの介護予防・生活支援サービスを利用することになります。

## ■高齢者の福祉サービス

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 高齢福祉係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

要介護高齢者及び一人暮らし高齢者並びにその家族等に対して、次の介護予防サービスや家族介護支援サービスを提供しています。

事業名	対象者	内容
日常生活用具の給付等	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	自動消火器・電磁調理器の給付、電話加入権の貸与を行います。 ※所得により費用の一部負担があります。
緊急通報装置の貸与	◇おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等 ◇ひとり暮らしの重度身体障害者等 ◇市長が特に必要と認める方	急病や災害時など、もしものときに、迅速で適切な対応を行うため、緊急通報装置を貸与します。
高齢者住宅改修補助事業	要支援及び要介護認定を受けた高齢者で特に所得が低い方	住宅の改修に必要な費用（上限があります。）を補助します。 (介護保険の住宅改修の利用を必須とします。)
配食サービス事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で、調理が困難な方	昼食等の配食サービスを行います。 ※利用料が必要です。
軽度生活援助事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で、日常生活上の援助が必要な方	軽易な生活援助を行います。 ※利用料 1時間 100円
生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しづらいなど社会的適応が困難な高齢者	短期間の宿泊（たきの里等）により日常生活における指導や支援を行います。 ※利用料が必要です。
外出支援事業	おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な方	医療機関への送迎（一部地域）を行います。
短期集中通所型サービス	要支援1・2及び総合事業対象者	運動器の向上、栄養改善、口腔機能向上等のメニューを教室を開催している事業所に通所して行います。 ※給食費及び入浴料は必要です。
一般介護予防事業	65歳以上の高齢者	高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう、様々な介護予防教室を開催します。

事業名	対象者	内容
地域介護予防補助事業	地域で定期的に開催する健康づくり、認知症予防などの介護予防を実施する団体	介護予防の通りの場の開催のために必要となる活動費用を補助します。
徘徊高齢者家族支援事業	高齢者で徘徊行動等問題となる行動が認められる方を介護している家族	徘徊行動が見られる認知症の高齢者を介護している家族に位置探索用の端末機を貸与します。
家族介護教室	高齢者を介護している家族や近隣の援助者等	介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての教室を開催します。
介護用品購入費支給事業	要介護4又は5の在宅高齢者で、市民税非課税世帯に属する方を介護している家族	介護用品購入費を上限7万円まで支給します。
紙おむつ等購入費支給事業	要介護1～3で常時失禁状態にある在宅の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方を介護している家族	紙おむつ等購入費を上限2万5000円まで支給します。
家族介護慰労金支給事業	要介護4又は5で市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族	10万円の慰労金を支給します。
認知症サポーター養成事業	市民・企業・学校関係者等	認知症を理解し、認知症高齢者や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成するための講座を開催します。
認知症高齢者を抱える家族の集い	認知症高齢者を抱える家族等	認知症高齢者を介護する家族を対象に、お互いの情報交換や勉強会を開催します。
認知症高齢者見守り支援事業	認知症高齢者を介護する家族	見守り支援員を居宅に派遣し、家族が帰るまでの間や休息したいときの見守りや話し相手を行います。 ※利用料 1時間 600円
認知症高齢者等見守りサポートシステム	高齢者で徘徊行動等問題となる行動が認められる方を介護している家族	徘徊行動が見られる認知症高齢者等が行方不明になった時、サポーターへ情報メールを一斉配信します。 ※メール送信システムの利用、また、配信メールを受け取るには登録が必要です。
高齢者通院サポート事業	要支援及び要介護認定を受けた在宅高齢者で家族等による支援が受けられない方	通院時に支援員を派遣し、移動介助や見守り、診察中の支援を行います。 ※利用料 1時間 600円
老人ホーム等への入所	様々な理由により在宅での生活が困難な方	養護老人ホームやケアハウス、生活支援ハウスの入所相談や手続を行っています。

## ■高齢者の生きがいのために

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 高齢福祉係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

高齢者の生きがいのために、次のような事業等を実施しています。

種類	内容
敬老祝金	長寿をお祝いし、77歳（喜寿）、88歳（米寿）、99歳（白寿）の方と、100歳以上の方に敬老祝金を、敬老の日を中心に支給します。
敬老行事	70歳以上の高齢者の長寿をお祝いし、それぞれの地域ごとに、敬老行事を実施します。
老人クラブ	老人クラブは、おおむね60歳以上の同一地域内に居住する人で組織され、社会福祉活動や友愛活動の他、生きがいや健康づくりを推進するための各種活動を行っています。入会を希望する方は、各地域の老人クラブの会長へ直接お申し込みください。
いきいきシニアリーダーカレッジ田辺校	おおむね60歳以上の高齢者を対象に、高齢者がその持てる力を十分に発揮し地域のリーダーとして活躍できる社会の実現を目指し、「地域貢献型シニアリーダー」を養成することを目的に開講しています。
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢者に対して、組織的に就業機会の確保・提供に取り組んでいます。入会方法等詳しくは、同センター（☎0739-24-0399）までお問い合わせください。

## ■田辺市地域包括支援センター

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

田辺市地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門的な職員を配置して、高齢者や家族の総合相談、介護予防ケアマネジメント、虐待の防止などの権利擁護及び介護支援専門員や在宅介護支援センターの活動支援などの包括的支援事業を行っています。

種類	内容
総合相談支援業務	高齢者やその家族からの介護に関する相談やその他日常生活上の様々な相談に対応し、保健・医療・福祉の各種サービスが迅速かつ適切に受けられるように支援します。
介護予防ケアマネジメント業務	要支援認定者及び総合事業対象者の介護予防サービスのケアプランの作成を行います。
権利擁護業務	高齢者の虐待防止、早期発見、早期対応などを行うとともに、財産管理や重要な各種契約などの支援を行う「成年後見人制度」の利用支援を行うなど高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように様々な権利擁護の支援を行います。
包括的・継続的マネジメント支援業務	高齢者が心身の状態の変化に対応した保健、医療、福祉サービスが適切に利用できるよう、地域のケアマネジャーに対するケアプランの作成指導や検証などの支援を行うとともに地域の様々な社会資源との連携・協力体制の整備に取り組んでいます。

## ■在宅介護支援センター

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

田辺市地域包括支援センターの協力機関として、市内10か所に「在宅介護支援センター」を設置して、地域の高齢者福祉に関することや高齢者の在宅介護支援の総合的な相談に対応していますのでご利用ください。

担当地域包括	住所・電話番号	在宅介護支援センター	住所・電話番号	担当地区
田辺地域型地域包括支援センター	高雄一丁目23-1 市民総合センター内 ☎0739-26-9906	真寿苑	神島台6-1 ☎0739-22-3639	新庄町・神島台・たきない町・扇ヶ浜・新万・南新万・朝日ヶ丘・文里・神子浜
		セントポーリア	東山一丁目7-23 ☎0739-24-6500	新屋敷町・東陽・湊・磯間・末広町・学園・東山・あけぼの
		あきつの	上秋津2310-9 ☎0739-35-1141	秋津町・上秋津・秋津川・稲成町・むつみ
		田辺市医師会	新屋敷町1-8 ☎0739-81-5335	高雄・宝来町・上屋敷・中屋敷町・下屋敷町・北新町・栄町・南新町・今福町・福路町・本町・片町・紺屋町
		竹村医院	江川5-2 ☎0739-81-1054	元町・目良・江川・古尾・天神崎・上の山・明洋一丁目・明洋三丁目
		第二あきつの	芳養松原二丁目15-17 ☎0739-81-7033	芳養松原・芳養町・中芳養・上芳養・明洋二丁目
龍神地域型地域包括支援センター	龍神村西376 龍神行政局内	※龍神地域型地域包括が業務を担当 ☎0739-78-0081		龍神（龍神・小又川・三ツ又・湯ノ又・廣井原）・上山路（宮代・丹生ノ川・殿原・東・西）
		龍トピア	龍神村柳瀬530 ☎0739-77-0114	中山路（安井・柳瀬）・下山路（福井・甲斐ノ川・小家）

担当地域包括	住所・電話番号	在宅介護支援センター	住所・電話番号	担当地区
中辺路地域型地域包括支援センター	中辺路町栗栖川396-1 中辺路行政局内 ☎0739-64-0516	中辺路	中辺路町川合1800 ☎0739-64-1107	中辺路町
大塔地域型地域包括支援センター	鮎川2567-1 大塔行政局内		※大塔地域型地域包括が業務を担当 ☎0739-48-0085	旧大塔村内
本宮地域型地域包括支援センター	本宮町本宮219 本宮行政局内		※本宮地域型地域包括が業務を担当 ☎0735-42-0082	本宮町

## 生活保護

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：福祉課 厚生係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

生活保護は、経済的理由で生活に困っている世帯に、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、自立した生活ができるように手助けをする制度です。

その世帯の持つ資産や能力その他あらゆるものを生活の維持に活用し、さらに年金・保険など他の制度や親戚等からの援助を受けても、国が定める基準に満たない場合は、生活保護の対象になります。

詳しくは、窓口までお問い合わせください。

## ■生活相談センター

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：生活相談センター

生活相談センターでは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困っている方の自立のお手伝いをするため相談支援窓口を設置し、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援する事業を行っています。

種類	内容
相談支援	相談支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。
就労支援	相談支援窓口で相談された方で個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、求職活動などの実践的な支援を行うほか、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着支援などを行います。
住居確保給付金	離職等により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、65歳未満で収入要件や資産要件を満たす方に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施します。



# 障害者福祉

## ■障害者手帳

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

下記の障害のある方が申請し、手帳の交付を受けると、障害の程度により各種制度等が利用できる場合があります。申請やその他について、詳しくは、窓口までお問い合わせください。

種類	対象者	内容
身体障害者手帳	病気や事故などで、視覚、聴覚・平衡機能、言語音声・そしゃく機能、肢体、内臓等（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓機能）に障害のある方に交付されます。 ※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳と重複して受けることができます。	◇所得税・市民税の所得控除、自動車税・軽自動車税の減免 ◇運賃・通行料・NHK放送受信料の割引 ◇障害福祉サービスの利用 ◇補装具（購入・借受け・修理）費の支給 ◇日常生活用具の給付 ◇重度障害者等医療費給付 ◇携帯電話の基本使用料等の民間事業所での割引
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所などで、知的障害があると判定された方に交付されます。 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳と重複して受けることができます。	◇所得税・市民税の所得控除、自動車税・軽自動車税の減免 ◇運賃・通行料・NHK放送受信料の割引 ◇障害福祉サービスの利用 ◇重度障害者等医療費給付 ◇携帯電話の基本使用料等の民間事業所での割引
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり、日常生活等に制限を受ける方に交付されます。 ※身体障害者手帳、療育手帳と重複して受けることができます。	◇所得税・市民税の所得控除、自動車税・軽自動車税の減免 ◇障害福祉サービスの利用 ◇携帯電話の基本使用料等の民間事業所での割引 ◇バス運賃、NHK放送受信料の割引

## ■障害福祉サービスの利用

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

障害のある方（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方、自立支援医療の精神障害者通院医療を利用している方、知的障害があると知的障害者更生相談所で判定されている方、難病等（国が定める332疾病に限る。）の方）を対象に、次のようなサービスが利用できます。（ただし、介護保険が利用できる方については、介護保険が優先します。）

支援の種類によっては、支援の必要度を表す障害支援区分の認定を受ける必要があります。原則として費用の1割が自己負担となります。（本人と家族の収入等により上限額を設定）

種類	内容
ホームヘルプサービスの利用 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等)	◇居宅介護…ホームヘルパーが訪問して、自宅で身体介護（入浴や食事などの介助）や家事援助（調理・洗濯・掃除など）、通院介助を提供するサービスです。 ◇重度訪問介護…重度の肢体・知的・精神障害があり、常時介護を要する方に対して、身体介護・家事援助等の日常生活の支援を総合的に提供するサービスです。 ◇行動援護…知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方に対して、危険回避の援護、外出時の移動支援等を提供するサービスです。 ◇同行援護…重度の視覚障害のある方に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出時の移動支援を決定するサービスです。 ※18歳以上の方は障害支援区分の認定が必要です。
ショートステイの利用 (短期入所、日中一時支援事業・日中ショート)	家庭などで一時的に介護ができなくなった場合等に、障害者入所施設等を宿泊（短期入所）又は日帰り（日中一時支援事業・日中ショート）で一時的に利用することができます。 ※18歳以上の方は障害支援区分の認定が必要です。
デイサービスの利用 (療養介護、生活介護、日中一時支援事業・デイサービス、障害児通所給付等)	◇療養介護…18歳以上で医療及び常時の介護を必要とする障害のある方に対して、施設において医療を受けながら介護を提供するサービスです。 ◇生活介護…18歳以上で常時介護の必要な障害のある方に対して、施設において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動等の機会を提供するサービスです。 ※以上のサービスは、障害支援区分の認定が必要となり、その区分により利用できるサービスが制限されます。 ◇日中一時支援事業・デイサービス…障害のある方に対して、施設において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動等の機会を提供するサービスです。 ◇児童発達支援…未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行うサービスです。 ◇放課後等デイサービス…就学中の障害児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供し自立を促進するサービスです。 ◇医療型児童発達支援…上肢、下肢又は体幹の機能のある障害児に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。 ◇保育所等訪問支援…障害児が集団生活を営む施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。
訪問入浴サービス	居宅において入浴が困難な重度の身体障害がある方に、居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供するサービスです。
日常生活訓練や就労訓練サービスの利用 (自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	◇自立訓練…18歳以上の障害のある方に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間（有期）、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。 ◇就労移行支援…18歳以上65歳未満（原則）で就労を希望する障害のある方に対して、一定期間（有期）、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける機会を提供するサービスです。 ◇就労継続支援…18歳以上65歳未満（原則）で通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方に対して、生産活動等の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。
施設への入所	障害があり在宅での生活が困難な方が、障害者支援施設へ入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護を受けることができるサービスです。デイサービスとして生活介護等のサービスを受けることができます。 ※18歳以上の方は障害支援区分の認定が必要となり、その区分により利用が制限されます。
グループホームの利用 (共同生活援助)	◇グループホーム（共同生活援助）…少人数で共同生活を行いながら、入浴、排せつ及び食事等の介護等や、相談その他日常生活上の援助を受けることができるサービスです。 ※障害支援区分の認定が必要となる場合があります。

## ■その他の日常生活支援

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室      ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

障害のある方（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方、自立支援医療の精神障害者通院医療を利用している方、知的障害があると知的障害者更生相談所で判定されている方、難治性疾患克服研究事業臨床調査疾患（難病等）の方等）を対象に、障害福祉サービスの他に、次のようなサービスが利用できます。支援の種類によっては、自己負担が必要となる場合があります。

種類	内容
自立支援医療 (育成医療、更生医療、精神通院医療)	◇育成医療…特定の障害のある18歳未満の児童が対象で、身体の障害を除去、軽減して、生活能力を得るための医療です。 ◇更生医療…身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の身体障害者が対象で、身体の障害を除去、軽減して日常生活を容易にするための医療です。(例：人工透析) ◇精神通院医療…精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者が対象で、その通院に係る医療です。 ※原則として費用の1割が自己負担となります。(本人と家族の収入等により上限額を設定) ※精神通院医療は自己負担分は市の制度により無料になります。
補装具(購入・借受け・修理)費の支給	障害によって失われた機能を補うために、車椅子、電動車椅子、杖、歩行器、補聴器などの購入・修理費を支給する制度です。一部介護保険が優先します。 ※自己負担分は、市の制度により無料になります。
日常生活用具の給付	重度障害者等に日常生活用具を給付する制度です。一部介護保険が優先します。 ※原則として費用の1割が自己負担となります。(ストマ用装具・紙おむつは市の制度により無料になります。)
手話通訳者等及び要約筆記奉仕員の派遣等 (コミュニケーション支援事業)	◇手話通訳者等の派遣…聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者を派遣する制度です。 ※無料 ◇要約筆記奉仕員の派遣…聴覚障害者、難聴者等のコミュニケーション支援のため、要約筆記奉仕員を派遣する制度です。 ※無料 ◇代読・代筆奉仕員派遣事業…単身又はこれに準ずる身体障害者手帳1級を所持する在宅の重度視覚障害者の情報収集の保障、意思疎通の円滑化を図る際の支援のため、代読・代筆奉仕員を派遣する制度です。 ※他の制度で同様のサービスを受けることができる場合には利用できません。 ◇知的障害者等意思疎通支援者派遣事業…知的障害者又は精神障害がありその他の者と意思疎通を図ることが困難なものに対し、知的障害者等とその他の者との意思疎通を図る際の支援を行う者を派遣する制度です。
移動支援事業	◇全身性障害(児)者、知的障害(児)者及び精神障害(児)者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時の移動支援を行う制度です。 ※原則として費用の1割が自己負担となります。(本人と家族の収入等により上限額を設定)
自動車の改造や運転免許取得費用の助成 (自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業)	◇自動車改造助成事業…上肢、下肢、体幹機能障害のいずれか2級以上(総合等級ではなく、障害部位別の等級とする。)の身体障害者手帳を所持する方で、就労等社会参加に伴い運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合、10万円を限度に助成を行う制度です。 ◇自動車運転免許取得助成事業…4級以上の身体障害者手帳を所持する方で、就労等社会参加に必要な運転免許を取得するのに要した費用の3分の2(10万円を限度)の助成を行う制度です。
在宅血液透析導入にかかる機器設置工事費の助成	◇じん臓機能障害の身体障害者手帳を所持する方で、在宅血液透析を始める方に対して、機器設置に必要な工事費のうち、所得に応じて60万円を上限に助成を行う制度です。(電気工事、給排水工事に限ります。)

## ■手当等の支給

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室      ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

障害のある方を対象に、各種手当、医療費助成、給付金等の支援をしています。

種類	内容
特別児童扶養手当	中程度以上の障害がある20歳未満の児童を監護又は養育している方に支給されます。 ※所得制限があります。 ※施設入所者は非該当となります。
特別障害者手当	20歳以上の在宅の重度重複障害者等(国民年金における1級の障害が重複する程度の障害者又はそれと同程度の著しく重度の障害のある方)で、日常生活において、常時、特別の介護を必要とする方に支給されます。 ※所得制限があります。 ※施設入所者と長期入院者は非該当となります。
障害児福祉手当	重度障害(身体障害者手帳1級程度等)のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に支給されます。 ※所得制限があります。 ※施設入所者は非該当となります。
田辺市重度障害者等福祉年金	20歳未満で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方、20歳以上で身体障害者手帳1級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方に支給されます。 ※所得制限があります。
障害者扶養共済	障害(児)者の保護者が生存中に一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡又は重い障害になった場合、残された障害(児)者に掛け金に応じ、毎月給付金が支給されます。 ※加入要件があります。

## ■障害児・者及びその家族等を対象とした相談窓口

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室      ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

田辺市では、障害のある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、本人、家族又は介護を行う方からの相談に応じるとともに、必要に応じて、情報の提供、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための援助等を行う相談窓口を設置しています。相談窓口は次のとおりです。

種類	対象者	内容
◇田辺市障害児・者相談支援センター「ゆめふる」	☎0739-26-4923	障害のある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、本人、家族又は介護を行う方からの相談に応じるとともに、必要に応じて、情報の提供、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための援助を行う相談窓口を設置しています。

# 住まいと暮らし

## ごみ

### ■ごみを出すには

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

家庭から出るごみを市の収集に出す場合には、きちんと分別して、決められた「家庭用分別指定袋」へ入れて、決められた収集日（午前8時30分まで）に所定の場所へ出してください。「家庭用分別指定袋」は田辺市ごみ分別指定袋取扱店シールの表示があるスーパー等で取り扱っていますので、購入してください。

ごみを出す日は地域ごとに決められていますので、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

※「ごみ収集カレンダー」（収集対象地区別に作成しています。）は、毎年3月に自治会などを通じて各家庭に配布しています。

また、本庁舎玄関案内係や市民総合センター、行政局、連絡所、田辺市ごみ処理場、水道事業所などでもお渡ししています。

ごみの種類	袋の色	ごみの出し方の注意事項
◇燃えるごみ 生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くずなど	赤	◇生ごみは「水切り」を十分にしてください。 ◇新聞（広告）、雑誌・雑紙、段ボールはできるだけ資源ごみ集団回収や市内に設置している古紙ステーションに出してください。
◇資源ごみ 空缶・空びん、鉄、フライパン、鍋、アルミ容器、照明器具、携帯電話、パソコン、アイロン、換気扇、こんろ、炊飯器、ステレオ、扇風機、電気あんか、電気・石油ストーブ、電気ポット、電子レンジ、デジタルカメラ、トースター、ドライヤー、ビデオデッキ、ビデオカメラなど	青	◇スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切ってから、穴を開けないで出してください。 ◇アルミ缶、スチール缶、無色（透明）びん、茶色びん、その他の色びんは、できるだけ市内に設置している拠点回収ボックスに出してください。 ◇個人情報等を消去した上で出してください。特に、携帯電話やパソコン等に含まれる個人情報は必ず自己責任で消去してください。 ◇照明器具に付属している電球は取り除き、割らずに埋立てごみで出してください。 ◇電池は取り除き、埋立てごみの日に透明なビニール袋に入れて出してください。（埋立てごみ専用袋へ一緒に入れないでください。） ◇石油ストーブ等に入っている灯油は抜き取って出してください。
◇プラスチックごみ ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、ビニール袋、スポンジ、テーブルクロスなど	緑	◇容器は、食品や内容物を拭き取るなどして、きれいにして出してください。 ◇ペットボトルはできるだけ資源類拠点回収（スーパーや公共施設）へ出してください。 ◇プラスチックごみは、レジ袋などに小分けしてごみを入れず、直接プラスチックごみ専用袋に入れてください。
◇埋立てごみ 電球、せともの、靴、傘など	紫	◇乾電池や体温計は、別に透明なビニール袋に入れて埋立てごみの収集日に出してください。埋立てごみ専用袋と一緒に入れないでください。電球は割らずに出してください。

※ごみの分別について詳しくは、各ご家庭に配布している「ごみ分別辞書」をご覧ください。（本庁舎玄関案内係や市民総合センター、行政局、連絡所、田辺市ごみ処理場、水道事業所でもお渡ししています。）

※資源類拠点回収場所については、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください、リサイクル活動にご協力ください。

### ■市の収集に出せないごみ

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

家庭から出る次のようなごみは、市の収集に出すことができません。各自、処理をしていただくことになります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

種類	地域	内容
◇指定袋に入らない粗大ごみ等 たんす、机、ベッドなど ※（有料）	本庁管内（旧田辺市）	田辺市ごみ処理場（元町）まで、自分で搬入してください。
	龍神行政局管内	◇龍神行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	中辺路行政局管内、大塔行政局管内	◇各行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇燃えるごみについては、各行政局で手数料等の手続を済ませてから、上大中クリーンセンター（上富田町）まで、自分で搬入してください。 なお、搬入物は長さ1m、直径10cm以下のものに限ります。家具等は金具などを取り外してから搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
◇処理困難物 消火器、タイヤ（ホイールあり・なし）、バッテリー、スプリング マットレス、椅子型マッサージ機、オルガン、ピアノなど ※ごみ分別指定袋で出されても収集しません。	本宮行政局管内	◇本宮行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	本庁管内（旧田辺市）	田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	龍神行政局管内	◇龍神行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	中辺路行政局管内	◇中辺路行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで自分で搬入してください。
◇取扱いができないごみ 単車、ガスボンベ、農薬、劇薬・劇物、産業廃棄物など	大塔行政局管内	◇大塔行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで自分で搬入してください。
	本宮行政局管内	◇本宮行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
◇家電リサイクル法の対象品目 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	購入先などに引取りの相談をお願いします。	購入したお店又は買い替え時のお店にご相談いただくか、廃棄物処理課までお問い合わせください。

※粗大ごみや処理困難物を自己搬入できない方（運搬手段がない等）のために、直接自宅までお伺いする特別収集を行っています（有料）。制限あり。

※田辺市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集依頼することもできます。

※特別収集及び田辺市一般廃棄物収集運搬許可業者につきましては「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

# 水道

## ■水道についてのお問合せ

田辺市にある水道は、地域によって水道事業の形態が異なります。市営水道としては、「上水道事業」により給水を行っています。(平成30年4月1日付けで、旧市町村で運営していた19の簡易水道事業は上水道事業に統合しました。)  
また、上水道給水区域外では、「飲料水供給施設」や「簡易給水施設」等によって給水が行われ、地元の方々が管理組合等を設けて管理・運営にあたっていただいています。  
次のとおり、水道事業の形態によって、それぞれ取扱い窓口や問合せ先が異なります。

区分	取扱い窓口・問合せ先
上水道事業について	◇水道部：業務課 料金係 (☎7ページ参照) ※夜間・休日 (☎0739-24-7920) ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係 (☎7ページ参照)
飲料水供給施設・簡易給水施設の施設改修について	◇森林局：山村林業課 林業土木係 (☎6ページ参照) ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係 (☎7ページ参照)
飲料水供給施設・簡易給水施設の利用等について	地元の方々が設けている管理組合に直接お問い合わせください。 なお、連絡先が不明の場合は、森林局又は行政局までお問い合わせください。

## ■各種手続（上水道事業）

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】  
◇水道部：業務課 料金係 ※夜間・休日 (☎0739-24-7920)  
◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

上水道事業で、次のようなときには、届出や連絡をしてください。

こんなとき	手続の方法
水道を使い始めるとき(開栓) 使用者が変わるとき	印鑑をお持ちの上、水道部又は行政局へ届け出てください。
引っ越すとき(閉栓)	閉栓日・精算方法・転居予定先住所等を水道部又は行政局へ連絡してください。(電話等でも受付をしますが、夜間・休日は受付できません。)
水道が故障したとき	◇蛇口、宅内配管等からの水漏れ 田辺市指定給水装置工事事業者(市指定業者)へご連絡ください。 ※水道部では、修繕作業は行いません。 ◇敷地内での水漏れ…水漏れの箇所により、市が修繕する場合と所有者の負担による修繕となる場合があります。水漏れがあった場合でも、水道使用料はご使用者様のご負担になりますので、定期的に水漏れがないかご確認をお願いします。確認方法は、全ての蛇口を閉めた状態で水道メーターのパイロットマーク(直径約5mmの銀色の円盤)を確認してください。回っていたら漏水の可能性あります。埋設管から漏水した場合等、減額措置対象となる場合がありますので、水道部へお問い合わせください。 【水漏れの箇所が、第一止水栓からご家庭側】 田辺市指定給水装置工事事業者(市指定業者)へご連絡ください。(所有者の維持管理範囲のため、所有者の負担による修繕となります。)ただし、メーターボックス内の水漏れの場合は、水道部又は行政局へご連絡ください。(市の負担となる場合があります。) 【水漏れの箇所が、配水管から第一止水栓まで】 水道部又は行政局へご連絡ください。(市の維持管理範囲のため、市が修繕します。) ◇道路での水漏れ 水道部又は行政局へご連絡ください。

## ■水道料金のお支払（上水道事業）

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】

◇水道部：業務課 料金係  
◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

水道料金のお支払い方法は、納付書支払いと口座振替があります。

納付書	納入通知書に記載されている金融機関、コンビニエンスストア、水道事業所、各行政局住民福祉課の窓口でのお支払いをお願いします。 ※バーコードが印刷されていない納付書はコンビニエンスストアでは取扱いできません。 ※水道事業所、各行政局住民福祉課では夜間、休日の取扱いができません。
口座振替	下記の取扱金融機関の預貯金口座から自動振替をすることができます。 自動振替をご希望の場合は、各金融機関等の窓口、もしくは水道事業所(郵便局・ゆうちょ銀行を除く。)で手続をお願いします。 【取扱金融機関】 紀陽銀行、三菱UFJ銀行、第三銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、紀南農業協同組合、紀州農業協同組合、みくまの農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会(和歌山県内店舗)、郵便局・ゆうちょ銀行

水道料金は、上水道事業では、水道メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に応じた従量料金の合計金額で、2か月を1期として請求します。

口径区分	基本料金 (2か月分)	従量料金					
		20㎡以下	21～40㎡	41～60㎡	61～80㎡	81～140㎡	141㎡以上
13mm	2,376円	基本料金に 含む	97.2円/㎡	129.6円/㎡	162円/㎡	216円/㎡	237.6円/㎡
20mm	3,456円						
25mm	4,752円						
30mm	5,400円	129.6円/㎡	162円/㎡				
40mm	9,936円						
50mm	15,768円						
75mm	36,720円						
100mm	62,640円						

※金額には、それぞれ消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

◇水道料金計算例 口径13mmで2か月に63㎡ご使用になった場合  
【基本料金】口径13mm(上の表より) 2,376円  
【従量料金】①21㎡～40㎡……20㎡×97.2円=1,944円  
②41㎡～60㎡……20㎡×129.6円=2,592円 ①～③の計  
③61㎡～63㎡……3㎡×162円=486円 5,022円  
【計算方法】基本料金2,376円+従量料金5,022円=7,398円(1円未満端数切捨て) 請求金額 7,398円

## ■水道の工事をするとき（上水道事業）

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】

◇水道部：工務課 計画係  
◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

水道(上水道)の新設・修理・撤去などの際には、給水装置等を自分で工事をしたり、資格のない人に工事をしてもらうことはできません。必ず、田辺市指定給水装置工事事業者(市指定業者)に依頼してください。市指定業者の連絡先等、詳しくは水道部又は行政局までお問い合わせください。

# 市営住宅

【取扱い窓口・問合せ先 ☎6・7 ページ参照】

◇社会福祉センター：建築課 市営住宅係 ◇行政局：産業建設課 農林土木係

住宅に困窮している方のために、田辺市では、市営住宅を設置・管理しています。市営住宅に入居するためには、市で定める入居基準を満たすことが必要です。空き家が生じたときには、広報紙「広報田辺」などを通じて、入居の募集を行います。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

# し尿・浄化槽

## ■浄化槽

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7 ページ参照】

◇本庁舎：環境課 生活排水係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置で、定期的な維持管理が必要です。浄化槽法により保守点検、清掃、法定検査が管理者に義務付けられていますので、保守点検業者、田辺市の許可を受けた浄化槽清掃業者、県知事指定の検査機関に依頼の上、実施してください。

区分	内容
浄化槽の設置	住宅等に浄化槽を新しく設置する場合には、補助金制度があります。詳しくは、環境課 生活排水係までお問い合わせください。
浄化槽の維持管理	◇保守点検 毎年、決められた回数を行わなければなりません。(浄化槽法第 10 条) ◇清掃 年 1 回以上行わなければなりません。(同第 10 条) ◇法定検査 使用開始後 3 か月を経過した日から 5 か月の間に 1 回、その後、年 1 回行わなければなりません。(同第 7 条・第 11 条)
浄化槽設置後の届出・報告	次の場合は、市への届出又は報告が必要です。 ◇浄化槽を 3 か月以上にわたり休止しようとする場合…浄化槽休止届 ◇浄化槽の使用を廃止したとき…浄化槽使用廃止届出書 ◇技術管理者に変更があったとき…技術管理者変更報告書 ◇浄化槽管理者に変更があったとき…浄化槽管理者変更報告書

## ■し尿のくみ取り・浄化槽の清掃

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7 ページ参照】

◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

し尿のくみ取りと浄化槽の清掃は、田辺市の許可を受けた業者が行います。詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

地域	問合せ先
本庁管内	田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係
龍神行政局管内、中辺路行政局管内、大塔行政局管内、本宮行政局管内	行政局：住民福祉課 保健福祉係

# 斎場・墓地

## ■斎場の利用

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7 ページ参照】

◇本庁舎：環境課 環境対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

市民の方ならどなたでも、田辺市斎場をご利用いただけます。また、合併前に利用することができた斎場（火葬場）についても、引き続き利用することができます。利用できる斎場とその対象地域、料金については下記のとおりです。

対象地域	利用できる斎場	料金
田辺市全域	田辺市斎場	◇田辺市の住民 大人 12 歳以上…1 万円 小人 12 歳未満…5000 円 死胎・死肢等…5000 円 ◇田辺市の住民以外 大人 12 歳以上…5 万円 小人 12 歳未満…2 万 5000 円 死胎・死肢等…2 万 5000 円
龍神行政局管内	みなべ町斎場	大人 12 歳以上…1 万円 小人 12 歳未満…5000 円 死胎・死肢等…5000 円 改葬骨…1 万円 ※改葬骨については、田辺市斎場との使用料差額の補助制度があります。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。
中辺路・大塔行政局管内	白浜町斎場	大人 12 歳以上…2 万円 小人 12 歳未満…1 万円 死胎・死肢等…5000 円 ※田辺市斎場との使用料差額の補助制度があります。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。
本宮行政局管内	清浄苑	大人 12 歳以上…3 万円 小人 12 歳未満…2 万円 死胎・改葬骨…1 万円 死肢・汚物等…5000 円 ※田辺市斎場との使用料差額の補助制度があります。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

## ■墓地の移転

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7 ページ参照】

◇本庁舎：環境課 環境対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

墓地に埋葬されている遺骨や遺体を他の墓地や納骨堂に移す場合、改葬許可証が必要です。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

# 生涯学習・市民活動

## 生涯学習

### ■生涯学習センター

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】  
◇市民総合センター：生涯学習課 公民館係

交流ホールや会議室、料理実習室を含む11の貸室を、市民の皆さんの学習活動や市民活動の拠点としてご利用いただいています。お申込みは、あらかじめ電話でご確認の上、申請書を提出してください。使用は無料です。  
また、ビデオプロジェクターやスクリーンなどの学習機器の貸出しや生涯学習に関する情報の提供も行っています。詳しくは、生涯学習課 公民館係までお問い合わせください。

### ■田辺市まちづくり学びあい講座

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】  
◇市民総合センター：生涯学習課 生涯学習推進係

この講座は、市職員等が講師として出向き、田辺市の政策や事業についてお話をします。市民の皆さんの学習活動に役立てていただくとともに、これからのまちづくりを市民の皆さんと一緒に考えていこうというものです。皆様のご利用をお待ちしています。詳しくは、生涯学習課 生涯学習推進係までお問い合わせください。

### ■公民館

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】  
◇市民総合センター：生涯学習課 公民館係

公民館は、市民の身近な学習の場や交流の場であるとともに、学びを通じて地域づくりを推進する生涯学習活動の場です。各公民館では、各種の教室や講座、学習会等を開催し、市民の皆さんの学習活動を支援しています。詳しい事業内容は、公民館が発行する公民館報や、市のホームページ (<http://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/kouminkan/index.html>) 等を通じてお知らせしますので、是非ご参加ください。  
詳しくは、中央公民館 (☎0739-26-4925) 又はそれぞれの地区公民館までお問い合わせください。

地区公民館			
◇東部公民館	☎0739-25-0360	◇長野公民館	☎0739-34-0022 (三栖公民館)
◇中部公民館	☎0739-22-0009	◇上秋津公民館	☎0739-35-1022
◇西部公民館	☎0739-26-4925 (中央公民館)	◇秋津川公民館	☎0739-26-4925 (中央公民館)
◇南部公民館	☎0739-25-0360 (東部公民館)	◇上芳養公民館	☎0739-37-0001
◇芳養公民館	☎0739-22-1429	◇中芳養公民館	☎0739-37-0001 (上芳養公民館)
◇稲成公民館	☎0739-26-4925 (中央公民館)	◇ひがし公民館	☎0739-22-2088
◇秋津公民館	☎0739-26-4925 (中央公民館)	◇龍神公民館	☎0739-78-0301
◇万呂公民館	☎0739-25-1554	◇中辺路公民館	☎0739-64-0504
◇新庄公民館	☎0739-22-1606	◇大塔公民館	☎0739-48-0212
◇三栖公民館	☎0739-34-0022	◇本宮公民館	☎0735-42-1164

### ■市立体育施設・市内小・中学校体育館の貸出し

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】  
◇田辺スポーツパーク管理事務所：スポーツ振興課 市民スポーツ係

田辺市立体育施設を使用する場合は、事前に申請と使用料を納めて使用許可を得てください。  
また、市内小・中学校では、学校教育活動に支障のない範囲で体育館の貸出しを行っています。学校によって貸出し条件が異なりますので、詳しくは、スポーツ振興課 市民スポーツ係までお問い合わせください。

## 市民活動

### ■自治会・町内会活動

【取扱い窓口・問合せ先 ☎3・7ページ参照】  
◇本庁舎：自治振興課 市民活動係 ◇行政局：総務課 総務係

各地区には「町内会」や「自治会」など、快適で住みよい地域づくりを目指して活動している自治組織があります。町内会や自治会等は会員の会費や補助金等の収入によって自主的に運営されています。加入については、それぞれの会長(区長)にお申し出ください。

### ■市民活動災害補償保険制度(ふれあい保険)

【取扱い窓口・問合せ先 ☎3ページ参照】  
◇本庁舎：自治振興課 市民活動係

市民の皆さんが安心して市民活動をしていただけるように、万一の事故に備えて、田辺市市民活動災害補償保険制度(ふれあい保険)を設けています。この保険制度は、市が保険料を全額負担して保険会社と契約を結ぶので、市民の皆さんは加入の手続きをする必要がありません。詳しくは、自治振興課 市民活動係までお問い合わせください。

区分	内容
対象となる活動	主たる活動拠点を田辺市に有し、かつ、構成員が5人以上で組織されている団体が、無報酬で行う公益性のある活動。また、市が参画している事業又は活動のうち市民活動に類するもので、市民が無報酬で参加又は従事するもの。
補償の内容	◇賠償責任補償 市民活動中に、その団体の指導者等の過失により参加者や第三者にけがをさせたり、財物に損害を与え法律上の賠償責任を負ったりした場合に補償されます。また、提供した財物や作業の結果が原因で他人の身体を侵害又は財物を滅失、き損、汚損し法律上の賠償責任を負った場合も補償されます。 ◇傷害補償 市民活動中に、指導者等や参加者自身が急激かつ偶然な外来の事故により死亡したり、けがをしたりした場合に補償されます。

### ■市民活動の支援

【取扱い窓口・問合せ先 ☎3ページ参照】  
◇本庁舎：自治振興課 市民活動係

市民の皆さんの自主的な公益活動や地域づくり事業への補助金などの支援制度を設けています。また、田辺市市民活動センターでは、NPO や市民活動についての相談、各種情報提供等を行っています。

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

市役所の業務

市役所案内

市役所の主な窓口

緊急時や困ったとき

子育て・教育

健康・医療・福祉

住まいと暮らし

生涯学習・市民活動

市議会・選挙

# 市議会

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 6 ページ参照】

◇本庁舎：議会事務局

市議会は、市民生活に関わる重要な事項について審議、決定を行っています。  
 本会議は、年4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。  
 また、議案等を専門的、効率的に審査・調査する常任委員会や、特定の問題を調査・審査するために必要に応じて設置される特別委員会、議会の円滑な運営を図るために本会議の議事等について協議する議会運営委員会があります。  
 議会を傍聴したいときや、請願や陳情を提出するときの手続は、次のとおりです。

こんなとき	手続の方法
傍聴したいとき	本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴席は、先着順で定員は32名です。定員が超過した場合や身体的な事情で傍聴席への入室が困難な方は、モニターテレビで本会議の様子をご覧いただけます。
請願や陳情があるとき	請願・陳情は市民の意思、要望を直接議会に伝える方法です。市議会議員宛てに、件名、請願・陳情の趣旨、提出年月日、住所、氏名を記入、押印の上、文書で議会事務局に提出してください。なお、請願を提出する場合には、紹介議員が必要です。

# 選挙

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 6 ページ参照】

◇庁舎別館：選挙管理委員会事務局

選挙は、皆さんの意見を政治に反映させる大切な手段の一つです。あなたの一票を大切に、忘れないように投票しましょう。

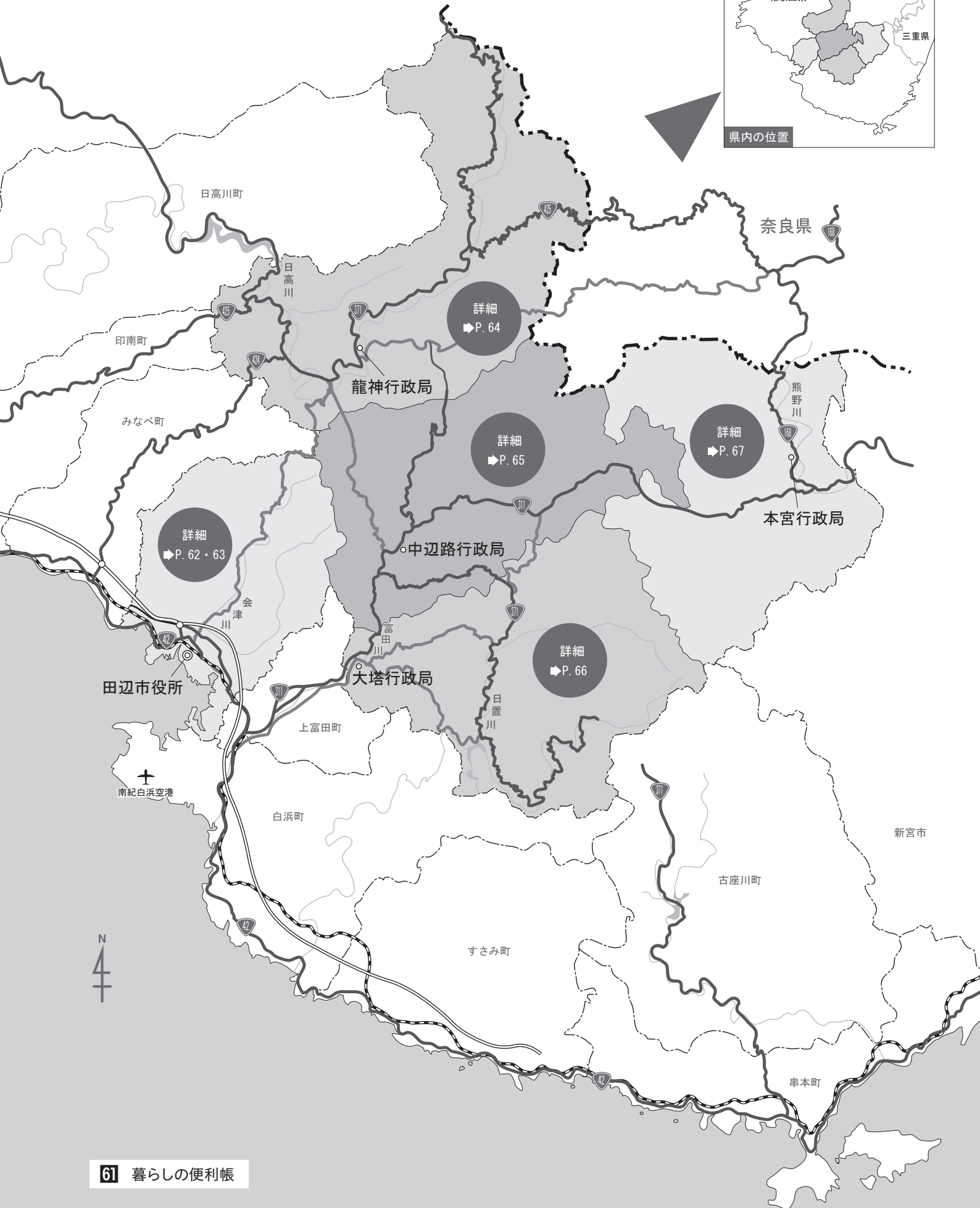
区分	手続の方法
投票	選挙の都度、はがきによる投票所入場券（はがき1枚に世帯員3人までの投票所入場券を印刷）を発送します。投票所は投票所入場券に記載してありますので、ご確認ください。
期日前投票	投票日に投票所へ行けない方は、公（告）示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票をすることができます。 ◇期日前投票ができる場所…市役所本庁舎、龍神行政局、中辺路行政局、大塔行政局、本宮行政局 なお、投票できる時間はその都度お知らせします。
不在者投票	田辺市の選挙人名簿に登録がある方で、都道府県選挙管理委員会の指定する病院や施設に入院・入所中の方、遠方にいるなどの事情で投票所へ行けない方は、不在者投票の制度を利用いただけます。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

# 郵便番号一覧

本庁管内（旧田辺市）		646-0001	上秋津	646-0000	西大谷
646-0036	上屋敷一丁目	646-0102	秋津川	646-1323	向山
646-0036	上屋敷二丁目	646-0214	上三栖	646-1338	合川
646-0036	上屋敷三丁目	646-0215	中三栖	646-1337	下露
646-0035	中屋敷町	646-0216	下三栖	646-0000	佐田
646-0032	下屋敷町	646-0217	城山台	646-0000	仲ノ俣
646-0033	新屋敷町	646-0212	上野	646-1336	谷野口
646-0046	本町	646-0213	長野	646-1322	面川
646-0048	栄町	646-0211	伏菟野	646-1335	串
646-0044	福路町	646-0014	新万	646-1334	九川
646-0045	片町	646-0027	朝日ヶ丘	646-1339	長瀬
646-0047	紺屋町	646-0013	南新万	646-1333	東伏菟野
646-0043	今福町	646-0021	あけぼの	646-1321	熊野
646-0041	北新町	龍神行政局管内		646-1331	木守
646-0042	南新町	645-0525	龍神村龍神	646-1332	五味
646-0054	江川	645-0521	龍神村小又川	646-0000	原
646-0031	湊	645-0522	龍神村三ツ又	646-0000	古屋
646-0034	扇ヶ浜	645-0524	龍神村湯ノ又	646-1214	平瀬
646-0026	宝来町	645-0523	龍神村広井原	646-1211	和田
646-0037	磯間	645-0411	龍神村宮代	646-1212	下川上
646-0038	末広町	645-0412	龍神村丹生ノ川	646-1213	下川下
646-0028	高雄一丁目	645-0413	龍神村殿原	本宮行政局管内	
646-0028	高雄二丁目	645-0414	龍神村東	647-1743	本宮町伏拝
646-0028	高雄三丁目	645-0415	龍神村西	647-1744	本宮町三越
646-0029	東陽	645-0416	龍神村安井	647-1742	本宮町一本松
646-0025	神子浜一丁目	645-0417	龍神村柳瀬	647-1741	本宮町大居
646-0025	神子浜二丁目	645-0301	龍神村福井	647-1751	本宮町上切原
646-0022	東山一丁目	645-0302	龍神村甲斐ノ川	647-1752	本宮町切畑
646-0022	東山二丁目	645-0303	龍神村小家	647-1753	本宮町土河屋
646-0024	学園	中辺路行政局管内		647-1731	本宮町本宮
646-0023	文里一丁目	646-1413	中辺路町北郡	647-1733	本宮町渡瀬
646-0023	文里二丁目	646-1415	中辺路町真砂	647-1732	本宮町湯峯
646-0053	元町	646-1414	中辺路町西谷	647-1734	本宮町下湯川
646-0058	目良	646-1412	中辺路町石船	647-1735	本宮町曲川
646-0059	古尾	646-1411	中辺路町大内川	647-1721	本宮町檜葉
646-0050	天神崎	646-1435	中辺路町小皆	647-1722	本宮町小々森
646-0061	上の山一丁目	646-1436	中辺路町熊野川	647-1723	本宮町皆地
646-0061	上の山二丁目	646-1437	中辺路町沢	647-1726	本宮町武住
646-0062	明洋一丁目	646-1438	中辺路町水上	647-1725	本宮町大瀬
646-0062	明洋二丁目	646-1421	中辺路町栗栖川	647-1736	本宮町久保野
646-0062	明洋三丁目	646-1416	中辺路町高原	647-1702	本宮町大津荷
646-0056	芳養町	646-1417	中辺路町川合	647-1703	本宮町請川
646-0063	芳養松原一丁目	646-1434	中辺路町温川	647-1704	本宮町耳打
646-0063	芳養松原二丁目	646-1439	中辺路町内井川	647-1711	本宮町皆瀬川
646-0002	上万呂	646-1431	中辺路町小松原	647-1717	本宮町川湯
646-0003	中万呂	646-1433	中辺路町大川	647-1712	本宮町田代
646-0004	下万呂	646-1432	中辺路町福定	647-1716	本宮町上大野
646-0005	秋津町	646-1402	中辺路町近露	647-1715	本宮町東和田
646-0051	稲成町	646-1401	中辺路町野中	647-1714	本宮町静川
646-0052	むつみ	646-0000	中辺路町道湯川	647-1713	本宮町蓑尾谷
646-0011	新庄町	大塔行政局管内		647-1724	本宮町野竹
646-0012	神島台	646-1101	鮎川	647-1705	本宮町高山
646-0015	たきない町	646-1326	深谷	647-1701	本宮町小津荷
646-0101	上芳養	646-1325	小谷	646-0000	本宮町津荷谷
646-0057	中芳養	646-1324	竹ノ平		

# 公共施設図

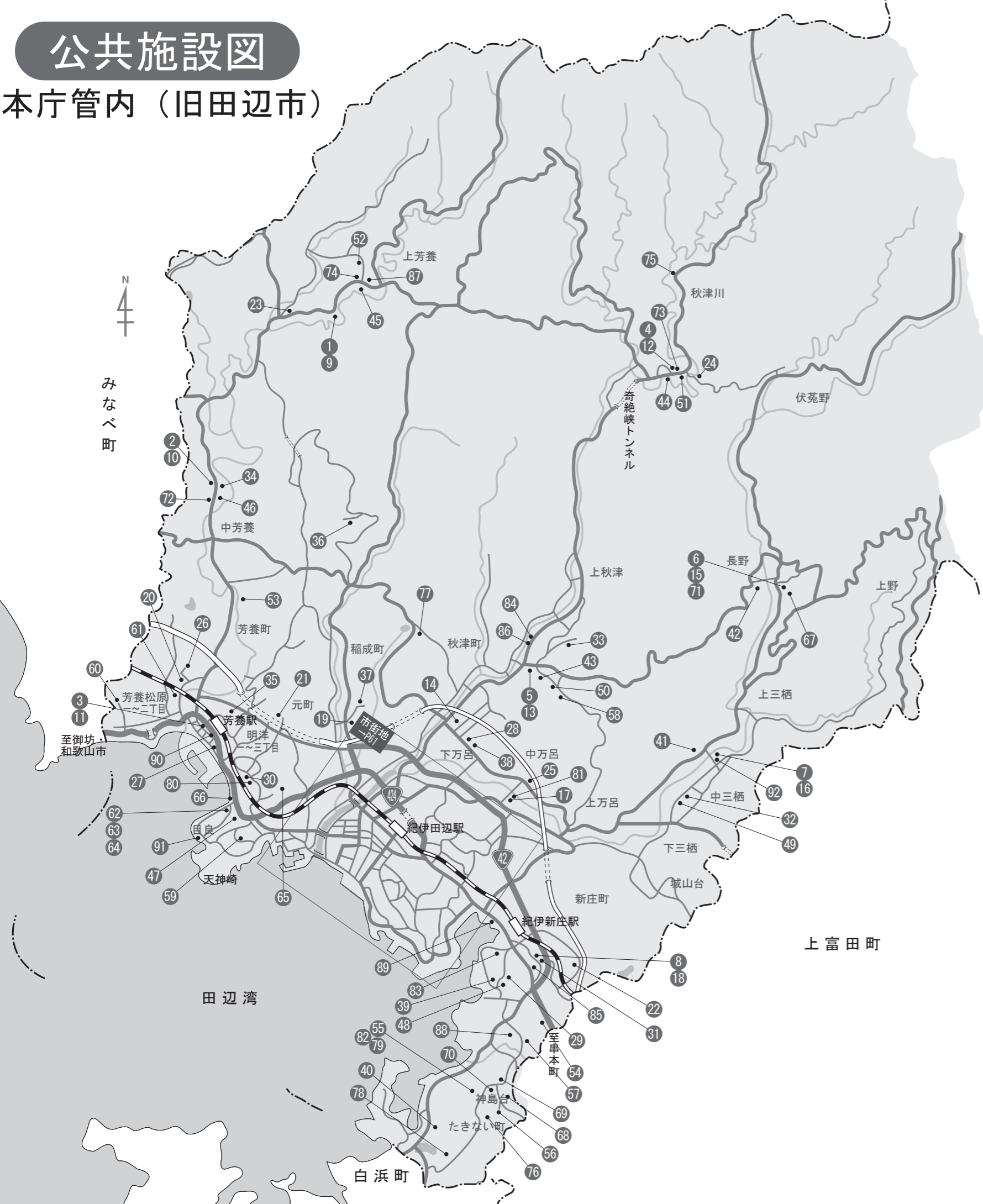
## 田辺市全域





# 公共施設図

## 本庁管内（旧田辺市）



### 施設名 電話番号

市役所（支所・連絡所）	
1 上芳養連絡所	0739-37-0001
2 中芳養連絡所	0739-22-1423
3 芳養連絡所	0739-22-1429
4 秋津川連絡所	0739-36-0001
5 上秋津連絡所	0739-35-0004
6 長野連絡所	0739-34-0123
7 三栖連絡所	0739-34-0022
8 新庄連絡所	0739-22-1606

公民館等	
9 上芳養公民館	0739-37-0001
10 中芳養公民館	(☎上芳養公民館)0739-37-0001
11 芳養公民館	0739-22-1429
12 秋津川公民館	(☎中央公民館)0739-26-4925
13 上秋津公民館	0739-35-1022
14 秋津公民館	(☎中央公民館)0739-26-4925
15 長野公民館	(☎三栖公民館)0739-34-0022
16 三栖公民館（コミュニティセンター）	0739-34-0022
17 万呂公民館（コミュニティセンター）	0739-25-1554
18 新庄公民館	0739-22-1606
19 稲成公民館	(☎中央公民館)0739-26-4925

児童館	
20 芳養児童センター	0739-24-5485

その他施設	
21 田辺市ごみ処理場	0739-24-6218
22 清浄館（田辺市周辺衛生施設組合）	0739-26-4730

教育施設	
23 日向保育所	0739-37-0014
24 秋津川保育所	0739-36-0243
25 まろみ保育所（私立）	0739-33-9911
26 はやざと保育所	0739-25-0263
27 芳養保育所（私立）	0739-22-3197
28 会津保育所（私立）	0739-22-3021
29 わんぱく保育所（私立）	0739-81-2666
30 こどものへや保育園（私立）	0739-25-2126
31 新庄幼稚園	0739-22-3826
32 三栖幼稚園	0739-34-0104
33 上秋津幼稚園	0739-35-0330
34 中芳養幼稚園	0739-24-0510
35 芳養小学校	0739-22-1422
36 大坊小学校	0739-22-2504
37 稲成小学校	0739-22-0682
38 会津小学校	0739-22-1164
39 新庄小学校	0739-22-1604
40 新庄第二小学校	0739-22-1644
41 三栖小学校	0739-34-0004
42 長野小学校	0739-34-0034
43 上秋津小学校	0739-35-0014
44 秋津川小学校	0739-36-0351
45 上芳養小学校	0739-37-0224
46 中芳養小学校	0739-22-3876
47 明洋中学校	0739-22-5410
48 新庄中学校	0739-22-1643
49 衣笠中学校	0739-34-0014
50 上秋津中学校	0739-35-0204
51 秋津川中学校	0739-36-0006
52 上芳養中学校	0739-37-0214
53 中芳養中学校	0739-22-3875
54 田辺産業技術専門学院	0739-22-2259

文化施設	
55 県立紀南図書館	0739-22-2061
56 市立美術館	0739-24-3770

体育施設	
57 神島台運動場	
58 若もの広場	
59 天神運動場	
60 田辺市体育センター	0739-33-7802
61 芳養テニスコート	
62 市立武道館	
63 市立弓道場	
64 目良多目的グラウンド	
65 田辺スポーツパーク	0739-25-2531
66 南紀海洋スポーツ施設	
67 長野体育館	

福祉施設	
68 高齢者複合福祉施設 たきの里	0739-26-4830

病院・診療所	
69 南和歌山医療センター	0739-26-7050
70 紀南こころの医療センター	0739-22-2080
71 長野診療所	0739-34-0123
72 中芳養診療所	0739-22-3828
73 秋津川診療所	0739-36-0008
74 上芳養診療所	0739-37-0141

観光関連施設	
75 道の駅 紀州備長炭記念公園	0739-36-0226
76 新庄総合公園	
77 ふるさと自然公園センター	0739-25-7252
78 内之浦干潟親水公園	

国・県機関等・郵便局	
79 県立情報交流センターBig・U	0739-26-4111
80 田辺労働基準監督署	0739-22-4694
81 運転免許第二試験場	0739-22-2268
82 紀南児童相談所	0739-22-1588
83 和歌山森林管理署	0739-22-1460
84 上秋津警察官駐在所	0739-35-0110
85 新庄警察官駐在所	0739-25-3575
86 上秋津郵便局	0739-35-0050
87 上芳養郵便局	0739-37-0042
88 田辺神島台郵便局	0739-26-7070
89 田辺新庄郵便局	0739-22-4324
90 田辺芳養郵便局	0739-22-4323
91 田辺目良郵便局	0739-26-1153
92 三栖郵便局	0739-34-0042

# 公共施設図

## 田辺市街地拡大図



### 施設名 電話番号

市役所	
① 市役所本庁舎	0739-22-5300
② 市民総合センター	0739-26-4900
公民館等	
③ 中央公民館	0739-26-4925
④ 中部公民館	0739-22-0009
⑤ 東部公民館	0739-25-0360
⑥ 西部センター	0739-22-0693
⑦ 南部センター	0739-22-3808
⑧ ひがし公民館 (コミュニティセンター)	0739-22-2088
⑨ 稲成公民館 (中央公民館)	0739-26-4925

児童館	
⑩ 末広児童館	0739-23-1892
⑪ 天神児童館	0739-24-5323
消防署	
⑫ 田辺市消防本部・田辺消防署	0739-22-0119
⑬ 田辺消防署 扇ヶ浜分署	0739-26-0119
その他施設	
⑭ 田辺市水道部	0739-24-0011
⑮ 田辺市斎場	0739-22-2887

教育施設	
⑯ 牟婁保育所	0739-22-3020
⑰ みどり保育所	0739-22-3246
⑱ 稲成保育所	0739-24-4570
⑲ もとまち保育所 (地域子育て支援センター愛あい)	0739-22-9285
⑳ いずみ保育園 (私立)	0739-24-0002
㉑ 扇ヶ浜保育所 (私立)	0739-22-8451
㉒ あゆみ保育所 (私立)	0739-22-6800
㉓ うえのやま学園認定こども園 (私立)	0739-22-3751
㉔ 紀南幼稚園 (私立)	0739-22-0287
㉕ シオン幼稚園 (私立)	0739-22-1050
㉖ 昭和幼稚園 (私立)	0739-22-0903
㉗ 立正学園認定こども園 (私立)	0739-22-6400
㉘ ファミリーサポートセンターきっずぱーく	0739-26-5486
㉙ 田辺第一小学校	0739-22-5135
㉚ 田辺第二小学校	0739-22-6427
㉛ 田辺第三小学校	0739-22-0466
㉜ 田辺東部小学校	0739-25-2580
㉝ 東陽中学校	0739-22-6149
㉞ 高雄中学校	0739-22-5315
㉟ 県立田辺中学校・田辺高等学校	0739-22-1880
㊱ 県立神島高等学校	0739-22-2550
㊲ 県立田辺工業高等学校	0739-22-3983
㊳ 県立南紀高等学校	0739-22-3776

文化施設	
㊴ 紀南文化会館	0739-25-3033
㊵ 田辺市文化交流センター「たなべる」市立図書館	0739-22-0697
田辺歴史民俗資料館	0739-25-6644
㊶ 田辺市教育研究所	0739-25-1511
㊷ 南方熊楠顕彰館	0739-26-9909

体育施設	
㊸ わかしおテニスコート	
㊹ もりいこいの広場(テニスコート、プール)	0739-25-1473
㊺ 文里運動広場	
㊻ 文里多目的グラウンド	
㊼ 文里芝グラウンド	

福祉施設	
㊽ 松風荘	0739-24-0313
㊾ やすらぎ荘	0739-26-8575
㊿ シルバー人材センター	0739-24-0399

病院・診療所	
㊽ 田辺広域休日急患診療所	0739-26-4909
㊿ 紀南病院	0739-22-5000
㊽ 田辺中央病院	0739-24-5333
㊿ 玉置病院	0739-22-6028

観光関連施設	
㊽ 田辺市観光センター	0739-34-5599
㊿ 扇ヶ浜公園・田辺扇ヶ浜海水浴場	
㊽ 田辺市街なかポケットパーク	0739-33-9030

国・県機関等・郵便局	
㊽ 田辺税務署	0739-22-1250
㊿ 田辺公共職業安定所	0739-22-2626
㊽ 田辺年金事務所	0739-24-0323
㊿ 和歌山地方法務局田辺支局	0739-22-0698
㊽ 田辺海上保安部	0739-22-2002
㊿ 田辺運転免許センター	0739-22-6700
㊽ 近畿地方整備局紀南河川国道事務所	0739-22-4564
㊿ 西牟婁総合庁舎	0739-22-1200
㊽ 和歌山地方裁判所田辺支部 (地方・家庭・簡易裁判所)	0739-22-2801
㊿ 和歌山地方検察庁田辺支部	0739-22-0692
㊽ 日本政策金融公庫 田辺支店	0739-22-6120
㊿ 田辺警察署	0739-23-0110
㊽ 田辺駅前交番	0739-23-0110
㊿ 明洋交番	0739-23-0110
㊽ 新万交番	0739-25-5020
㊿ 田辺郵便局	0739-22-0400
㊽ 田辺朝日ヶ丘郵便局	0739-25-1804
㊿ 田辺江川郵便局	0739-22-4322
㊽ 田辺駅前郵便局	0739-22-4321
㊿ 田辺神子浜郵便局	0739-22-4325
㊽ 田辺湊郵便局	0739-22-4320

# 公共施設図

## 龍神行政局管内



### 施設名 電話番号

#### 市役所(支所・連絡所)

① 龍神行政局 0739-78-0111

#### 公民館等

② 龍神市民センター 0739-78-0301  
(龍神教育事務所、龍神公民館、図書館 龍神分室)

#### 消防署

③ 田辺消防署 龍神分署 0739-78-0119

#### 教育施設

④ 湯ノ又保育園 0739-79-0120  
 ⑤ 東保育園 0739-78-0399  
 ⑥ 柳瀬保育園 0739-77-0914  
 ⑦ 龍神小学校 0739-79-0255  
 ⑧ 上山路小学校 0739-78-0011  
 ⑨ 中山路小学校 0739-78-0044  
 ⑩ 咲楽小学校 0739-77-0015  
 ⑪ 龍神中学校 0739-78-0014  
 ⑫ 県立南部高等学校龍神分校 0739-78-0155

#### 文化施設

⑬ 龍神ふるさと陶芸館  
 ⑭ 天誅倉(県指定文化財)

#### 体育施設

⑮ グリーングラウンド  
 ⑯ 龍神広場  
 ⑰ 林業者等健康増進センター(龍神体育館) 0739-78-0117  
 ⑱ 多目的運動施設(龍神ドーム) 0739-78-0692  
 ⑲ 安井テニスコート  
 ⑳ 安井プール  
 ㉑ 湯ノ又プール  
 ㉒ 福井プール  
 ㉓ 安井運動場

#### 福祉施設

㉔ 龍神高齢者福祉センター(龍の里) 0739-78-2132  
 ㉕ 龍神保健センター

#### 病院・診療所

㉖ 龍神中央診療所 0739-78-0009  
 ㉗ 龍神湯ノ又診療所 0739-79-0372  
 ㉘ 龍神大熊診療所 0739-79-0179

#### 観光関連施設

㉙ 道の駅 龍神(ウッディプラザ木族館) 0739-79-0567  
 ㉚ 道の駅 水の郷 日高川 龍遊 0739-77-0380  
 ㉛ 木工館(Gワークス)[道の駅龍遊内] 0739-77-0785  
 ㉜ 道の駅 田辺市龍神ごまさんスカイタワー 0739-79-0622  
 ㉝ 龍神温泉観光宿泊案内所 0739-79-0339  
 ㉞ 季楽里龍神 0739-79-0331  
 ㉟ 林業開発センター深山荘(休館中) 0739-79-0532  
 ㊱ 龍神宮代オートキャンプ場 0739-78-8080  
 ㊲ 龍神丹生ヤマセミの郷 0739-78-2616  
 ㊳ 龍神温泉センター(龍神温泉 元湯) 0739-79-0726  
 ㊴ 丹生ヤマセミの郷 温泉館 0739-78-2616  
 ㊵ 龍神村曼荼羅美術館 0739-79-0581

#### 国・県機関等・郵便局

㊶ 西牟婁振興局建設部龍神駐在 0739-78-0049  
 ㊷ 護摩壇山森林公園(ワイルドライフ) 0739-79-0667  
 ㊸ 西警察官駐在所 0739-78-0017  
 ㊹ 福井警察官駐在所 0739-77-0032  
 ㊺ 湯本警察官駐在所 0739-79-0018  
 ㊻ 上山路郵便局 0739-78-0100  
 ㊼ 下山路郵便局 0739-77-0050  
 ㊽ 中山路郵便局 0739-78-0150  
 ㊾ 龍神郵便局 0739-79-0050

# 公共施設図

## 中辺路行政局管内



### 施設名 電話番号

#### 市役所（支所・連絡所）

- ① 中辺路行政局 0739-64-0500
- ② 近野連絡所 0739-65-0003

#### 公民館等

- ③ 中辺路コミュニティセンター 0739-64-0504  
(中辺路教育事務所、中辺路公民館、図書館 中辺路分室)

#### 消防署

- ④ 田辺消防署 中辺路分署 0739-64-0119

#### その他施設

- ⑤ 木材加工場 0739-64-1596

#### 教育施設

- ⑥ くりすがわ保育園 0739-64-0113
- ⑦ ちかの保育園 0739-65-0204
- ⑧ 中辺路小学校 0739-64-0241
- ⑨ 近野小学校 0739-65-0040
- ⑩ 中辺路中学校 0739-64-0243
- ⑪ 近野中学校 0739-65-0004

#### 文化施設

- ⑫ 熊野古道なかへち美術館 0739-65-0390

#### 体育施設

- ⑬ 中辺路多目的グラウンド 0739-64-0504
- ⑭ 栗栖川テニスコート 0739-64-0504
- ⑮ 中辺路若もの広場 0739-64-0504
- ⑯ 近野プール 0739-64-0504
- ⑰ 二川体育館 0739-64-0504
- ⑱ 中辺路総合グラウンド（緑地） 0739-64-0501

#### 福祉施設

- ⑲ 中辺路保健センター 0739-64-1880
- ⑳ 中辺路福祉センター 0739-64-1890

#### 観光関連施設

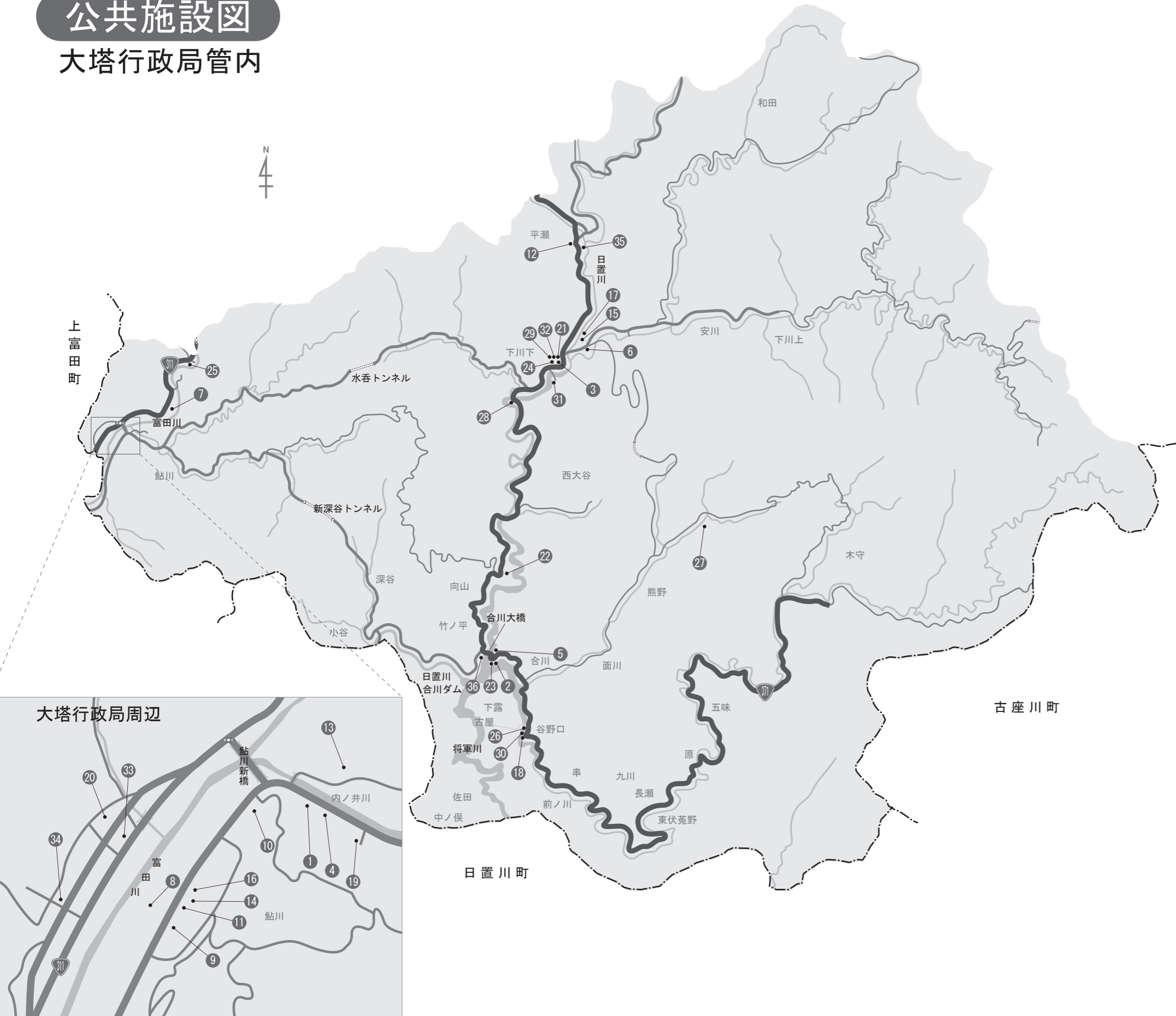
- ㉑ 熊野古道館 0739-64-1470
- ㉒ 道の駅 熊野古道中辺路 0739-65-0671
- ㉓ 熊野の郷古道ヶ丘 0739-64-1590
- ㉔ 中辺路陶芸館 0739-64-1301
- ㉕ 熊野古道 禊の湯（足湯）
- ㉖ 近露観光交流館 0739-65-0615

#### 国・県機関等・郵便局

- ㉗ 林業試験場中辺路試験地 0739-64-0133
- ㉘ 栗栖川警察官駐在所 0739-64-0110
- ㉙ 近露警察官駐在所 0739-65-0110
- ㉚ 近露郵便局 0739-65-0050
- ㉛ 中辺路郵便局 0739-64-0050
- ㉜ 二川郵便局 0739-64-0049

# 公共施設図

## 大塔行政局管内



施設名	電話番号
<b>市役所（支所・連絡所）</b>	
① 大塔行政局 （図書館 大塔分室）	0739-48-0301 0739-48-0212
② 三川連絡所	0739-62-0271
③ 富里連絡所	0739-63-0001
<b>公民館等</b>	
④ 大塔総合文化会館 （大塔教育事務所、大塔公民館）	0739-48-0212
⑤ 三川生活改善センター（三川分館）	0739-48-0212
⑥ 富里生活改善センター（富里分館）	0739-48-0212
<b>消防署</b>	
⑦ 田辺消防署 大塔分署	0739-48-0119
<b>その他施設</b>	
⑧ 大塔水辺の楽校（公園）	
<b>教育施設</b>	
⑨ あゆかわ保育園	0739-48-0153
⑩ 鮎川小学校	0739-48-0314
⑪ 大塔中学校	0739-48-0324
<b>文化施設</b>	
⑫ 大塔歴史民俗資料館	0739-48-0212
<b>体育施設</b>	
⑬ 鮎川若もの広場	
⑭ 大塔体育館	
⑮ 富里体育館	
⑯ 大塔武道館	
⑰ 富里運動場	
⑱ 三川広場	
<b>福祉施設</b>	
⑲ 大塔健康プラザ	0739-48-0301
⑳ 大塔ふくしかいかん	0739-49-0626
㉑ とみさとふくしセンター	0739-63-0707
㉒ みかわふくしセンター	0739-62-0606
<b>病院・診療所</b>	
㉓ 三川診療所	0739-62-0008
㉔ 富里診療所	0739-63-0002
<b>観光関連施設</b>	
㉕ 道の駅 ふるさとセンター大塔	0739-49-0143
㉖ おおとう山遊館（休館中）	0739-62-0062
㉗ 百間山溪谷キャンプ村（休館中）	0739-48-0301
㉘ 大塔青少年旅行村	0739-48-8138
㉙ 富里温泉 乙女の湯	0739-63-0126
㉚ 合川カヌーポート	0739-48-0301
㉛ カヌー工房（手作りカヌー製作）	0739-48-0301
㉜ とみさと交流館	0739-48-0301
<b>国・県機関等・郵便局</b>	
㉝ 鮎川警察官駐在所	0739-48-0110
㉞ 大塔郵便局	0739-48-0050
㉟ 平瀬郵便局	0739-63-0050
㊱ 三川郵便局	0739-62-0050

